

第 7 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年4月28日(水)
午後2時00分～5時15分
場 所 渋川市民会館小ホール

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員48名・参与2名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橘村長
委員	2号委員 (助役等)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村収入役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		高橋 寿男	伊香保町議会選出議員
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		角田 皇	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		後藤 邦夫	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
狩野 富雄	赤城村議会選出議員		
狩野 義雄	北橘村議会議長		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員		
楯 信一	北橘村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏名	備考
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長
		町田久	渋川商工会議所会頭
		飯野照男	渋川市農業委員会会長
		山口源一郎	伊香保町区長会会長
		長竹佳子	伊香保町婦人会会長
		木暮敬治	小野上村商工会会長
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石関吉幸	子持村商工会会長
		小澤一二	子持村農業委員会会長
		木暮政光	赤城村商工会会長
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長
		池田洋一	赤城村区長会会長
	高橋新吉	北橘村商工会会長	
	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	小野宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
		戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授
		桜井芳樹	渋川地区医師会会長
参与		真下誠治	群馬県議会議員
		登坂建一	渋川行政事務所長

欠席委員等（委員2名・参与4名）

委員	4号委員	千明三右衛門	（社）伊香保温泉観光協会会長
		井野信一郎	北橘村区長会会長
参与		角田登	群馬県議会議員
		大林喬任	群馬県議会議員
		伊藤一秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長
		三田善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	都 丸 博 樹	企画課長
伊香保町	高 橋 義 明	企画観光課長
小野上村	平 方 敏 治	企画観光課長
子持村	後 藤 光 好	企画課長
赤城村	樺 澤 常 雄	企画課長
北橋村	町 田 進	企画財政課長

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉 原 康 之	事務局長
渋川市	五十嵐 研 介	事務局次長
渋川市	福 島 泰 利	総務G L (グループリーダー)
渋川市	笹 原 浩	計画G (グループ)
渋川市	灰 田 幸 治	調整G
渋川市	木 村 毅	総務G
伊香保町	藤 岡 孝 広	計画G L
小野上村	飯 塚 玄 浩	調整G
子持村	寺 島 剛	総務G
赤城村	須 田 茂 之	計画G
北橋村	萩 原 一 夫	調整G L

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	5 社 5 名	
一 般	1 1 名	
合 計	1 6 名	

2 会議に付した案件

報告事項

- 報告第16号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更について
- 報告第17号 平成16年度例規調製業務委託契約の締結について
- 報告第18号 平成16年度新市建設計画策定業務委託契約の締結について
- 報告第19号 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告
- 報告第20号 新市建設計画《新市将来構想》(案)報告

協議事項

【新規協議】

- 議案第38号 協議項目21 「国民健康保険事業の取扱いに関すること」
- 議案第39号 協議項目24-9 「ごみ処理事業の取扱い」
- 議案第40号 協議項目24-10 「交通関係事業の取扱い」
- 議案第41号 協議項目24-11 「環境対策事業の取扱い」
- 議案第42号 協議項目24-12 「各種福祉制度の取扱い」
- 議案第43号 協議項目24-13 「保育料の取扱い」
- 議案第44号 協議項目24-16 「建設関係事業の取扱い」
- 議案第45号 協議項目24-17 「都市計画の取扱い」

開 会 午後2時00分

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第7回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。委員の皆さん方には、大変お忙しい中にかかわりませず協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本協議会につきましては、本日をもって第7回を迎えたわけでございます。本日は、新市の将来構想の報告や国民健康保険事業の取扱いのほか、7議案についてご協議をいただく予定であります。

先日の新聞報道にありますように、北橋村さんにおきましては、村執行部と村議会とのご英断によりまして、渋川地区との合併で意見が統一されました。本当に苦悩の末の決断に敬意を表するとともに、本協議会にとって明かりをともしていただきましたこと、大変喜ばしいと思っております。委員の皆様方におかれましては、それぞれの市町村の事情がある中で、この渋川地区6市町村の新しいまちづくりに向けまして、引き続きご協議をお願いすることになります。ご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして報告事項等に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりまして、会長の木暮渋川市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は48人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、会議録署名人の指名であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとしておりますので、今回は北橋村の塩谷助役をお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして、渋川市の桑島助役をお願いしたいと思います。ご承認願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ありがとうございます。会議録署名につきましては、桑島助役をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第3の報告事項であります。報告第16号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の変更についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第16号 協議会委員等の変更について

事務局長(吉原康之君) それでは、議案の小さい資料ではありますが、1ページを開きいただきたいと思っております。報告16号についてご説明いたします。

渋川地区市町村任意合併協議会の委員等の変更について、次のとおり報告するものであります。下表に整理をいたしましたように、4号委員では赤城村の永井俊嗣委員が池田洋一委員に、また北橋村の萩原吉久委員が井野信一郎委員にそれぞれ変更いたしました。これは、それぞれの方の所属の赤城村区長会及び北橋村商工会における長の変更に伴うものでありまして、参与の変更では県の人事異動に伴うものでありまして、高橋祐司参与が登坂建一参与に変更となりました。変更の日付は、欄外に記載のとおり、平成16年4月1日付であります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、ここで新しい委員さんに自己紹介をお願いいたしたいと思っております。

まず、赤城村の区長会長であります池田委員からお願いをいたします。

委員(池田洋一君) ただいま紹介をいただきました赤城村区長会会長の池田洋一でございます。どうぞひとつよろしくをお願いいたします。

議長(木暮治一君) 続きまして、参与であります渋川行政事務所長の登坂さんをお願いいたします。

参与(登坂建一君) 登坂でございます。4月1日付で行政事務所長を拝命いたしました。私、生まれも育ちも渋川でございます。この広域圏の発展のために一生懸命努力したいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(木暮治一君) ありがとうございます。

なお、北橋村の区長会長であります井野委員につきましては、所用のため本日欠席のご連絡をいただいておりますので、ご紹介をいたします。

それでは、新しい委員さん、参与の皆さんにはよろしくをお願いいたしたいと思

います。

それでは、次に報告第17号 平成16年度例規調製業務委託契約の締結について並びに報告第18号 平成16年度新市建設計画策定業務委託契約の締結についてを一括議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第17号 18号 委託契約の締結について

事務局長（吉原康之君） それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。報告第17号について説明をいたします。

平成16年度例規調製業務委託契約の締結について、次のとおり報告するものがあります。末尾に記載のとおりであります。第3回協議会におきまして、これにかかわります平成15年度の業務委託契約につきましては、既にご報告申し上げたものであります。3カ年事業で実施しているものであります。以下の各項についてであります。1の契約の目的及び2の方法も前年度と同様でありまして、3の契約の日は、平成16年4月1日であります。4の契約金額は210万円で、これも前年と同額であります。事業費総額では525万円を予定しておりまして、最終の平成17年度になります。105万円となります。以下は説明を省略いたします。

次に、5ページをお願いいたします。報告第18号についてご説明いたします。平成16年度新市建設計画策定業務委託契約の締結について、次のとおり報告するものがあります。末尾記載のとおりであります。これについても第2回協議会におきまして、平成15年度の業務委託契約についてご説明、ご報告いたしましたものであります。2カ年事業で実施しているものであります。以下の各項についてであります。1の契約の目的、2の方法も前年度と同様でありまして、契約の日は平成16年4月1日であります。4の契約金額であります。388万5,000円で、総事業費は前年度の493万5,000円と合わせまして882万円あります。以下は説明を省略をいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。報告第17号並びに報告第18号につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お聞き取りいただいたことといたします。

報告第19号 農委小委員会報告について

次に、報告第19号 農業委員会の委員の定数等に関する小委員会報告を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

局長。

事務局長（吉原康之君） 議案の7ページ、小さい方の資料ではありますが、ごらんをいただきたいと思います。報告第19号についてご説明をいたします。

農業委員会の定数等に関する小委員会報告を別紙のとおり報告するものであります。9ページをお願いいたします。表題に記載のとおり第1回小委員会の概要報告書でありまして、第6回任意協議会が開催されました同日の平成16年3月30日午後4時35分から、浜川市民会館第1会議室において19名の委員出席のもとに小委員会が開催されました。

この日の議事ではありますが、1にありますように委員長及び副委員長の選任についてでありました。そして、表にありますとおり委員長には浜川市議会の小林雅夫副議長、副委員長には赤城村農業委員会の兵藤吉弘会長がそれぞれ選出されました。2のその他では、記載のとおり次回の日程を決定していただいたところであります。

11ページをお願いいたします。これは、ただいまの小委員会委員の名簿ではありますが、既に前回の任意協議会におきまして配付をさせていただいたものであります。説明については省略をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第19号につきましてご質問等ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お聞き取りいただいたことということで、次に報告第20号 新市建設計画 新市将来構想（案）を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

報告第20号 新市建設計画《新市将来構想》（案）について

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料の13ページをお願いいたします。報告第20号 新市建設計画、将来構想案についてご説明をいたします。

概要版と本冊をそれぞれ2冊配付をさせていただいておりますが、概要版の方の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の新市将来構想等の中では、財政推計についても後ほどご説明することにいたしております、やや時間が長くなりますが、よろしくお願いいたしたいと思います。

まず、概要版の目次であります。前回開催の任意協議会におきまして中間報告ということで、大きい1から最後の4までであります。特に4の新市建設の基本方針(骨子案)ということで、おおむねの枠組みについて説明をし、具体的な内容については整理ができ次第報告をさせていただきたいと申し上げたところであります。今回は、その整理ができましたので、4の新市建設計画の基本方針を中心に説明をいたしたいと思います。

既にご報告をいたしました部分については省略をいたしまして、7ページをお願いいたします。7ページにつきましては、6ページまでに整理をいたしましたものをまとめ、それらを前提にして導き出しました新市建設計画の基本方針でありまして、前回の任意協議会で今回整理をいたしました、資料の半分から右側になりますが、基本方針の具体的な内容以外につきましては既にご説明をいたしましたところであります。本地区における現況や課題、課題への対応、それから合併に関係をいたしますさまざまな要素など基本方針の結びつき等、認識を改めていただくために、このページで整理をいたしております事柄について、もう一度見ていきたいと思っております。

ここでは、新市将来構想の体系及び基本方針ということで整理をしております。この資料の左側になりますが、6ページまでに整理をいたしました地区の概況、国を初め県、広域圏及び6市町村の総合計画、それに住民意識調査等を構成市町村別に整理をいたしましたものを踏まえまして、そのすぐ右側になりますけれども、渋川地区のまちづくりの課題を抽出をいたしました。その記載にありますように、冒頭にあります広域的な位置、地形・土地利用、人口等、以下のとおりそれぞれについて検討し、整理したわけでありまして、こうしたまちづくりの課題にいかに対応していかなければならないかということで、その具体的な対応について整理をいたしましたものが資料の右側になりますけれども、上段にあります合併によるまちづくりへの対応であります。冒頭の計画的・一体的な、自然保全、開発の誘導促進、適正な人口構成や定住人口の確保、既存交通ネットワークの統合・整備、計画的な整備の促進など、以下それぞれの課題への対応策を整理をしております。

そのほか、先ほども触れましたように合併に関連をいたしましたさまざまな要素ということで整理をいたしましたものが、その右側にあります合併の必要性、合併の効果、合併に関する懸念と対応の表でありまして、これらのものをすべて踏まえまして導き出したものが、資料右側の中ほどから下にあります新市建設の基本方針であります。前回の任意協議会でも説明いたしました、この基本方針は新

市建設の理念と新市の将来像とで構成をしております。

まず、新市建設の理念ということでは、たくましい行財政基盤の確立、安定した社会基盤の維持、一体的な都市としての性格を生かしながら、新しい時代に対応した地域経営の確立といった基本的な考え方をもとに、その下の四角にありますように渋川地区のそれぞれの地域が個性を発揮しつつ、相互に連携を深め、恵まれた立地条件と豊かな自然を生かしながら地域の活力を維持・創造する、そのための理念として整理をいたしましたものが、次の点線の中にあります四つの理念であります。

内容の詳細については、後ほど説明いたしますが、自然に抱かれたやすらぎのまち、地域の連携と活力があふれるまち、安全・安心で心すこやかに暮らせるまち、市民がつくるふれあいのあるまちの四つであります。これらの理念を踏まえまして、記載の新市の将来像を導き出しました。これにつきましても、後ほど説明いたしますが、これまでの検討の中で、幾つかの案を整理し、それらを前提にごらんをいただいている案としてまとめました。そして、まちづくりの理念を踏まえまして、この新市の将来像を実現するための具体的な施策が新市の将来像の下にあります新市建設の基本的な施策であります。ここでは、それぞれキャッチフレーズのもとに、道路・交通、自然環境、生活環境など八つの分野ごとに整理をすることにしております。なお、この八つの分野に関連をいたしまして、最下段にあります地域別まちづくりの方向ということについても整理をいたしました。

それでは、8ページをお願いいたします。前ページの資料では、地区の概況や既存の計画の方向性を整理する作業から課題の抽出を経まして、その対応を整理し、それらのことを踏まえまして、新市建設の基本方針をまとめるまでの一連の作業の流れや各項目間のつながりにつきましてご説明をいたしました。ここからは先ほども申し上げましたように、これまでのさまざまな検討をもとに、新市建設の理念と将来像、これを実現するための新市建設の基本的な施策及び地域別まちづくりの方向のそれぞれの具体的な内容について整理をしたものであります。

まず、(1)の新市建設の基本理念の冒頭の文章であります。先ほども申し上げましたが、基本理念を整理する上での基本的な考え方について、行財政基盤の確立など三つほど挙げましたが、なぜそれらが必要とされるかなどについて整理をしております。冒頭の4行の文章では地方分権が進められる中で、自治体としての自立性や能力の向上への取り組み、厳しい財政状況の対応を可能とするために、たくましい行財政基盤の確立の必要性を挙げています。

次の5行目からの文章であります。住民の価値観やライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進行、交通、情報通信手段の発達による生活圏の拡大など、急速

な社会環境の変化への対応のためには、地域コミュニティの維持、生活サービスの充実、活力を支える産業の確立など、安定した社会基盤の維持の必要性を挙げております。そして、ここでは省略をしておりますが、本冊の方では先ほども申し上げましたもう一つの基本的な考え方、つまりこのような現状や課題などに対応していくためには、一体的な都市として新しい時代に対応した地域経営の確立の必要性を挙げ、合併がその有効な対応策としております。そして、このためにという記述からであります。以下の3行の文章では、これらの基本的な考え方をもとに、次に掲げるまちづくりの理念に沿いまして、それぞれ個性を生かした地域の連携、恵まれた自然の活用、地域の活力の維持・想像によっていつまでも住み続けられる生活環境づくりをすとしてしております。

それぞれの理念の意味するものであります。それぞれ要旨を申し上げますと、まず「自然に抱かれたやすらぎのまち」とは、赤城山、榛名山、子持山、利根川、吾妻川などから成るこの地域の恵まれた自然環境と、それらが織りなす市民の共通のふるさとを想起させる雄大な景観を未来にわたって保全し、守っていくことを意味し、次の「安全・安心ですこやかに暮らせるまち」とは、観光資源、歴史資源など地域の資源や地域の個性としての自然、文化などが身近にあり、生活環境の安全性、そして福祉、教育環境が整った、いつまでも心健やかに住み続けられる環境づくりを目指すことを意味しています。そして、「地域の連携と活力があふれるまち」については、古くからこの交通の要衝の地であることや、高速交通網などの恵まれた交通条件や多様な人々の交流などを生かし、それぞれの地域の役割分担のもとに、新たな活力の創造を目指すことを意味しております。

最後の「市民がつくるふれあいのまち」は、まちづくりの主役であります市民が、地域ごとに支え合って活気あるコミュニティづくり、相互交流の盛んなふれあいのあるまちづくりを目指すことを意味しております。

9ページをお願いいたします。(2)の将来像であります。ここではただいま説明をいたしました新市建設の理念等を改めて総括をし、新市の将来像を設定することにしております。まず、 の設定の考え方ですが、理念設定の要素としては、既に説明をいたしましたように、左側の丸の中に示しました概況や課題の整理、既存計画など、そして合併の必要性などがありますし、理念で使う言葉の設定要素としては、右側の丸の中に示しました各市町村の総合計画や広域圏計画の将来像に使われております言葉、そして住民意識調査で求めたまちづくりなどのキーワードなどがあります。そして、これらのことをもとに、その下にあります黒の影をつけた楕円の中の新市建設の理念を導き、先ほどの説明のとおり四つの理念として整理をいたしました。それぞれ理念の下線を付した自然、やすらぎ、連携、活力、安全・安心、すこやか、市民、ふれあいといった言葉につきましては、冒頭の理念の言葉の設定要素で説明をいたしました各市町村の総合

計画や住民意識調査などをもとに抽出したものであります。そして、これらの言葉を要素とした各理念につきましては、太線の矢印で示しましたとおり、その下の点線の丸の中の、やはりこれも先ほど説明いたしました、それぞれそのような意味を持つ理念として整理をしたものであります。これら四つの理念を短い文章に分解し、それを要約した文章として、後ほど説明いたします将来像としてまとめることにしたわけであり、このことをまとめたものが下段にあります黒の影をつけた太い矢印の中の記載であります。

次の10ページをお願いいたします。ここでは7ページでごらんをいただきました将来像の設定案について、設定の考え方等を整理をいたしております。将来像といたしましては、「やすらぎとふれあいに満ちたほつとなまち」ということでまとめたいと考えております。設定についての考え方ではありますが、欄外の冒頭にありますように、読んでみますと、「やすらぎ」で自然と健康・安全・安心を表し、「ふれあい」で交流、コミュニティ、文化を表し、「ほつと」で産業、活力さらには温かさ、情熱、温泉、スローライフを表し、これらの魅力にあふれたまちをイメージするとしております。これについては、案1としておりますように、先ほども申し上げましたが、これ以外に以下に示しました3案についても検討し、過日開催をいたしました任意協議会の下部組織であります幹事会、正副会長会議等の検討では、案1を最終案にしたかどうかということで整理をしたものであります。他の3案についても、それぞれ以下に設定の考え方を整理しておりますが、ややニュアンス等が異なりますものの、先ほど来の説明のとおりさまざまな要素を同様に前提にしたものでありますから、基本的な考え方については違いがないというものであります。詳細については説明を省略いたします。

11ページをお願いいたします。2の新市建設の基本的な施策であります。ここでは、ただいまの新市の将来像を実現するための具体的な施策を四つの理念から導いた将来像等との関連性を明確にしながら整理をしております。7ページでも説明をいたしました、将来像の右になりますが、基本方針では道路・交通、自然環境、生活環境など八つの分野でそれぞれ基本的な方針を定め、それらの分野ごとにそのすぐ右側になりますが、主な施策の方向ということで、以下に記載の具体的な政策を進めることとなります。そして、地域別まちづくりの方向という記載が一番右にあります、これはただいま説明をした将来像を実現するための新市全体の具体的な施策を進めていく上で、やはり地域的な視点からも新市全体との関係の中で、地域的にはどのようなまちづくりを目指す必要があるか等について考える必要がありまして、ここではこうした視点から整理をしたものであります。

次の12ページをごらんいただきたいと思います。(2)の地域別まちづくりの方向ですが、これについては本冊であります、お手数ですが、72ページをごら

んいただきたいと思います。まず、渋川地域であります。現況等は説明を省略をいたしますが、理念としては「交通利便性と都市機能の集積を活かした、交流と活力のあるまちづくり」を掲げまして、中心市街地の活性化、都市・地域間の連携を支える道路整備や交通機能の充実、拠点的な都市機能の配置など、さらなる都市サービス機能や居住機能の充実を目指しております。

次に、73ページの伊香保地域であります。理念といたしましては「豊かな温泉と歴史性を活かし、温りのある住みやすいまちづくり」を掲げ、保養・観光等の拠点としてさらなる魅力づくり、交通結節点の形成、防災性の向上、下水道などの生活基盤施設の再生、自然と調和した集落地の整備などを目指しております。

次に、74ページをお願いいたします。小野上地域であります。理念として「豊かな自然と共生し、健康に暮らし憩いのあるまちづくり」を掲げまして、小野子山南麓から子持山南西麓の豊かな自然を維持、保全していくとともに、温泉施設や公共施設の改善等を進め、まちの中心となる拠点の形成を目指しております。

次に、75ページであります。子持村地域であります。理念といたしましては「自然と歴史資源を活かした、健康で住みよいまちづくり」を理念として掲げまして、子持南麓の豊かな自然を維持し、まちの生活拠点の形成、良好な居住環境の形成や黒井峯周辺整備、歴史・自然環境を生かすまちづくりを目指しております。

次に、76ページをお願いいたします。赤城地域であります。理念として「自然と産物の恵みと交通利便性を活かし、いきいき暮らすまちづくり」を掲げ、赤城山麓の豊かな自然や産物を観光資源として一層生かし、温泉施設を利用した健康公園ゾーンの形成、福祉医療の充実による生活環境の向上を目指しております。

次に、その下の北橘地域であります。理念として「身近に自然が感じられ、美しく豊かに暮らすまちづくり」を掲げまして、赤城山南麓や農地などの維持、保全による良好な居住環境の形成、温泉施設等を生かした福祉機能の充実、まちの拠点の形成、交通網の充実、整備を目指しております。

次に、概要版の13ページにお戻りいただきたいと思います。3の新市の将来都市構造であります。まず(1)の基本的な考え方です。最初の四角の中にあります地域別まちづくりの方向ということで整理をいたしましたものは、先ほどの説明のように新市全体とのかかわりの中で地域の視点に立ってまちづくりを考えると、そういう趣旨から整理したものでありまして、しかし地域の視点からといても、地域が単独で、あるいは独自にということではありません。やはり新市全体とのかかわりの中で考えていくことが重要でありまして、そのため

に右にあります四角の中に整理をいたしましたように、新市としての一体的なまちづくりということで、一つは豊かな自然や農業等の生活環境の一体的保全、二つ目は求心力や交流を高めるための既存拠点の充実、三つ目は有機的交流を促すネットワークの強化などといった基本的な考え方に基づいて、下段の四角にありますように新市としての基本構造を設定することにいたしました。

そこで、(2)の設定についてということではありますが、ただいまの基本的な考え方を踏まえまして、五つのゾーンと新市のさまざまな都市機能を配置、集約し、それらが相互に連携するように異なる目的を持つ拠点及び都市軸等の軸を設定することにいたしました。五つのゾーンとしては、新市の土地利用にかかわるものでありまして、自然保全ゾーン、山麓ゾーン、市街地ゾーン、産業ゾーン、複合ゾーンであります。

次に、14ページをごらんいただきたいと思っております。これがただいま申し上げました五つのゾーン等を整理したものでありまして、新市の一体的なまちづくりを進める上で最も重要となります将来構造図であります。図にあります色塗りや下線等は、右下にあります凡例のとおりでありまして、広がりのある色で表示している部分はそれぞれゾーンをあらわしております。黄土色の太い下線は都市軸をあらわしております、これらの都市軸につきましては国道17号、国道353、主要地方道渋川松井田線を新市内と周辺地域との交流を支える新市全体の骨格的な軸として位置づけております。図面のやや右になりますが、北橋地域という記載のところの矢印の先に紫に近い色の破線の帯が市域を回るように、そして中心市街地等を回るように描かれておりますが、これが凡例にあります連携軸であります。新市内の中心部周辺における交通網の強化及び山麓に分布する観光施設等の連携を促進する軸として位置づけております。

それから、左側上部に上信自動車道、小さい字であります、表示があります。ネズミ色の破線であります、右の凡例にあります幹線軸で、先ほどの都市軸、連携軸とともに新市の各地域を結ぶ主要な道路として位置づけております。やや見えにくい表示であります、図の中央の丸い水色の破線は水辺軸をあらわしております、新市の中央部を流れる利根川、吾妻川は新市の市街地に隣接し、生活に身近な自然資源であることから、治水面での整備や生態系の配慮、親水性の向上など、レクリエーション利用など多様な活用を図る軸として位置づけております。6市町村はそれぞれの地域に表示した羽根状の丸がありますが、凡例にありますように赤が都市拠点を、青が保養リゾート拠点を、そして赤紫といたしますが、地域の中心拠点をあらわしております。それぞれ拠点のこれまでのさまざまな要素を生かしながら、それぞれが持つ機能の充実を図ることにしております。

次の15ページをお願いいたします。このページは、今後新市建設計画の中で検討する項目を整理しておりまして、先ほど説明をいたしました8分野ごとの主要

な施策を中心に、2の新市における県事業や公共施設の適正配置など、そして現在作業を進めております財政推計、これは後ほど説明をいたしますが、財政推計を踏まえまして財政計画をまとめることにしております。

最後の16ページをお願いいたします。このページは、ただいま説明したものをより詳細に整理したもので、矢印に示しましたものはそれぞれのつながりをあらわしております、詳細な説明は省略いたします。

それでは、別にお渡しをしてあります報告20号、資料その3、別紙になりますが、新市建設計画における財政計画にかかる財政推計という資料をごらんいただきたいと思っております。

それでは、新市建設における財政計画にかかる財政推計（概要）について説明をいたします。ただいま説明をいたしました新市建設計画の中で、他の計画策定業務に並行いたしました、財政計画の基礎となります財政推計の作業を進めていると申し上げましたが、この資料に基づきましてこれから説明をいたしますことが、その財政推計であります。専門的な用語や数字が多く出てきますので、ご理解しにくいところもあろうかと思っておりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

まず、資料の説明に入る前に、この資料をまとめるに当たって前提といたしました考え方について説明をいたしたいと思っております。既に過去の任意協議会におきましてお話もいたしましたように、現行の合併特例法では平成17年3月31日までに合併をいたしますと、国等によるさまざまな財政的な支援を受けることができます。この期限につきましては、現在特例法の改正等が行われる予定でありまして、それによりますと多少実際の合併期日は延長されるというようなことがあります。そういうことも踏まえまして、特にまちづくり建設事業に関連をいたしました特例措置を受けることが、この期限内といたしますとできるわけであります。特に申し上げましたまちづくり特例債に関するものが、支援の中で最も大きい支援措置であります。渋川地区の場合、事業規模で申し上げますと、最大約422億円の支援を受けることができるわけであります。しかし、およそその3分の1はいわば自己負担となりますので、仮にこの支援措置を受けるにしても慎重な検討が必要であるということはいうまでもありません。

そこで、これから説明いたします財政推計では、この支援措置を全く受けない場合、次に50%受ける場合、そして100%受ける場合の三つの場合についてそれぞれ検討いたしました。なぜこのように三つのケースに分けて財政を推計したかと申し上げますと、まず支援措置を全く受けない場合については、合併する場合と合併しない場合について同じ条件で比較するために行いました。つまりどちらが財政面から見るとより有利であるかという判断の資料とするためであります。

次に、支援措置を50%または100%受ける場合については、今後この財政推計

をもとにさまざまな事業を盛り込んだ財政計画を立てる場合、後年度の負担等を考慮するなどして、どの程度までなら新市のまちづくりのための事業に支援措置を利用するのが望ましいのかなどの判断の資料とするためであります。つまり先ほど支援措置を事業費規模で、最大約422億円受けることができると申し上げましたが、この3分の1につきましては自己負担でありますから、支援措置を受けられるからといいましても、むやみに受けますと後年度新市の財政が破綻してしまうということも十分にあり得ることだからであります。

それでは、資料について説明をいたします。ごらんいただいている資料の1ページから8ページまでにつきましては、支援措置を受けない場合について整理をしております、まず1の財政推計の基本的な考え方であります。冒頭にありますように、この財政推計は推計期間を平成17年度から平成36年度までの20年間といたしました。そして、これは新市まちづくり計画の基礎となるものでありまして、冒頭の3項目めであります、推計の基準を平成14年度の決算値とし、推計に当たりましては将来推計人口等を加味して行いました。これら3項目は、その下にあります文章を要約したものでありまして、以下の項目についても同様に整理をしております。

次に、中段からやや下に、2の財政推計の概要とありますが、それについて説明いたしますと、推計は次の各時期を注視して行いました。一つは でありませんが、主要事業がピークを迎える合併後5年目でありまして、平成21年度であります。二つ目は でありませんが、財政支援措置がなくなる合併後10年目であります。これは、平成26年度になります。三つ目は でありませんが、新市として自立を迎えます合併後16年目でありまして、平成32年度であります。そして、推計は経済情勢等を勘案しつつ、合併によって生じる節減経費や国、県の財政支援措置を考慮し、行いました。

次の2ページをお願いいたします。3の財政推計結果であります。ここからが具体的な推計の結果でありまして、以下で説明いたしますように歳入の各項目及び歳出の普通建設事業費を除く各項目について、それぞれ推計の結果をまとめておりまして、これらを歳入と歳出の合計とし整理し、最終的には歳入と普通建設事業費を除く歳出との差を求めました。これが新市のまちづくりのために使うことができる普通建設事業費と言われるものでありまして、その額が大きいほど新市にとって望ましいということになります。これについては、後ほどご説明申し上げます。

それでは、(1)の歳入であります、アの地方税であります。地方税については、合併する場合、合併しない場合、いずれの場合でも推計の積算要素が変わるところがないと考えられることから、同額で推移するとして推計をいたしました。

次のイの地方交付税であります。合併する場合には太字のただし書きにあります。国の財政支援による増加分及びの合併特例措置がなくなる平成32年度以降の一本算定による減少分を加味しております。後ほど説明いたしますように、合併する場合には合併しない場合に比べて平成26年度までは同額で推移するというふうなことであります。平成32年度以降は、その額が減少することになります。

3ページをお願いいたします。ウの国、県支出金であります。合併する場合、合併しない場合、いずれの場合も基本的な部分では積算要素に変わりがないと考えられますことから、同額で推移するとしていたしました。その額を平成14年度決算値としていたしました。しかし、ただし書き以降にありますように、町村の事務とされていない生活保護の事務が新市になりますと増加いたしますので、これに対する国庫支出金の増加分、合併する場合の方が多くなります。

次に、エの地方債、いわゆるこれは借入金であります。合併する場合、合併しない場合、いずれの場合も及びに整理をいたしました同じ条件で推計をいたしました。つまりここでは冒頭で申し上げましたとおり、いわゆるまちづくり特例債、つまりまちづくりのための借入金を全くしないとしているために、いずれも同額で推移することになります。しかし、のただし書きにありますように、合併する場合の支援措置の一つであります合併支援金分37億9,000万円を平成17年度から3カ年間均等に加算しておりますので、この分につきましては合併する場合の方が地方債の額、つまり借入額であります。大きくなります。

次に、(2)の歳入であります。アの人件費につきましては4ページをお願いいたします。冒頭にありますように、合併しない場合は人件費については変化はないとして、平成14年度で決算値であります。推移するとして推計いたしました。合併する場合には、ただし書き以降にありますように、ただいま申し上げました合併しない場合の額からの一般職員は10年間で約200人の減少分を、市長等特別職については人数の減少分と、その結果による報酬の額を類似団体との同額を、の議員報酬は積算上2年間の在任条例を前提に、その後人数を30人とし、やはり類似団体と同額を、の委員報酬等は平成19年度以降新市の人口規模等相当額をそれぞれ控除をいたしましたことから、合併する場合の方が合併しない場合に比較いたしまして、経費の節減による大幅な減額を見込み、推計をいたしました。

次のイの扶助費であります。これは生活保護などに係る経費でありまして、合併する場合、合併しない場合、いずれについても今後の高齢化率等を加味いたしまして、基本的には平成14年度決算額と同額で推移するとして推計いたしました。しかし、ただし書き以降にありますように、歳入の国、県支出金のところで触れましたとおり、新市になりますと町村にかかわります生活保護の経費がふえ

ますので、この分合併する場合は合併しない場合に比較し、経費増となります。その下の公債費であります。これは歳入で申しあげました地方債の償還に係ります経費、つまり借入金の返済に係る経費でありまして、合併する場合、合併しない場合、いずれについても以下の、これは5ページになりますが、及びに整理をいたしました積算の基礎に基づいて推計をいたしましたので、これらの分については同様の状況で推移をすることで推計をいたしました。しかし、ただし書き以下にありますように、先ほどの地方債のところでも申しあげました合併特例振興基金造成分に係ります償還分、つまり借入金返済分が合併する場合の方が合併しない場合よりも多額となりまして、経費がふえることとなります。

次に、エの物件費であります。これはさまざまな事業に関連をして必要となります。備品購入費や臨時職員の賃金などがあります。合併しない場合は、平成14年度決算額で推移するとして推計をいたしました。合併する場合には、合併しない場合の額から合併することによって削減可能な臨時職員賃金や事務事業等の経費を考慮いたしました額を推計値とし、この結果、合併する場合の方が合併しない場合に比較いたしまして、大幅な経費を削減することができることとなります。この分を毎年2%ずつ削減できるとして推計いたしました。

オの補助費であります。この補助費についてもただいまの物件費と同様でありまして、合併する場合の方が合併しない場合よりも補助対象団体等の整理を前提に、平成14年度額から毎年5%ずつ削減可能であるとして推計をいたしました。

6ページをお願いいたします。カの普通建設事業費であります。これは、ただいまの3の財政推計結果の説明の冒頭で申しあげましたように、歳入の各項目の合計から普通建設事業費を除く歳出の各項目の合計の差でありまして、次に説明をいたしますようにこの額が大きいほど新市のまちづくりのために望ましいということとなります。具体的な推計では、合併する場合の方が合併しない場合に比較いたしまして、例えば合併5年目で見ますと平成21年度になるわけですが、約20億5,000万円多く確保できるという推計結果になっております。また、後ほど説明いたしますように、この合併5年目に限らず、20年間を通じまして、毎年度の比較でも合併する方が合併しない場合よりも多額の普通建設事業費を確保できるという推計結果となっております。

次の普通建設事業費とはというところで整理をいたしましたものであります。先ほどこれが多額に確保できるほど新市のまちづくりのために望ましいと申しあげましたが、ここではその理由等について簡単に整理をしております。つまり普通建設事業費は、道路、橋梁、公園、学校などの社会資本の整備に要する費用でありまして、いわば投資的な経費であります。住民が豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、後年度負担とならない歳入の確保や可能な限りの経費節減などによりまして、計画的な社会資本整備を実施する必要がありまして、

そのためにはより多くの普通建設事業費を確保することが不可欠であるということになります。

次の7ページをお願いいたします。やや数字の小さい表でありますので、見にくいと思いますが、よろしくをお願いいたします。この7ページ以降の資料につきましては、平成17年度から平成36年度までの20年間にわたる推計結果を整理をいたしたものであります。それぞれ節目、節目でその特徴的な年度について整理をいたしております。ごらんをいただいている7ページにつきましては、先ほど申し上げましたように、まちづくり特例債を使用しない場合でありまして、合併後、いわば先ほど申し上げましたように節目となる年度についてそれぞれ整理をいたしております。上段、歳入でありまして、次の表が歳出であります。まず、5年目の欄をごらんいただきますと、平成21年度の歳入であります。各項目のうち特に差異が見られるもの、まず地方交付税であります。合併する場合の方が4億9,000万円多額になります。次に、国、県支出金は同様に1億1,400万円多額になります。次に、下段の歳出であります。5年目の欄、人件費は合併する場合8億6,400万円少なくなります。次に、扶助費は同様に、ここでは逆に1億5,200万円多くなります。次の公債費も3億8,700万円多くなります。物件費は8億8,800万円少なくなります。一つ飛びまして、下の補助費も2億3,900万円少なくなります。

以上の結果、普通建設事業費は合併する場合の方が20億5,400万円多くなります。これは、先ほど申し上げましたとおりでありまして、各項の増減の理由については、先ほどご説明申し上げましたとおりであります。歳入歳出規模を見ますと、最下段であります。合併する方が6億1,535万円多くなります。

以上は重複しますが、先ほど説明したものと繰り返しになる説明であります。5年目の右側にあります10年目の平成26年度、それからさらに右側になりますが、16年目の平成32年度、それから一番右側になりますが、20年目の36年度についても同様に見ていただきまして、16年目及び20年目の歳入における地方交付税の額が5年目、10年目と異なりまして、合併する場合、合併しない場合に比較いたしまして、16年目が13億8,300万円、20年目が13億8,300万円減少いたしております。これは合併特例措置がなくなること等によるものであります。他の項目につきましては、それぞれ年度によりまして違いが見られますものの、それぞれ合併後、先ほど説明いたしました5年目と同様の傾向にあることがわかります。

それから、最下段、小さい表がありますが、合併による財政支援をまとめたものであります。ここでは表にありますようにまちづくり建設事業費に係ります。特例債を使用しないことといたしまして、合併直後の財政支援に係るものについて整理をいたしたものであります。それぞれ合併市町村の人口規模等によって異なりますが、渋川地区の場合は合併に係る財政支援措置によって定められた積算

方法によって計算いたしますと、表に記載のとおり金額となるわけであり、これらは、基本的には数年度にわたって措置されるものであります。

次の8ページをお願いいたします。これらのグラフは、前ページの歳出につきまして、合併しない場合と合併する場合の状況をわかりやすく比較するために整理をいたしましたものであり、白抜きのもので合併しない場合、黒塗りのもので合併する場合であります。まず、上段の合併後5年目のグラフを見ていただきますと、点線が右側の方にありますが、それが普通建設事業費であり、普通建設事業費以外はどちらかといえばグラフの低い方が望ましいということになります。ですから、このグラフでは人件費、それから物件費、補助費については合併する方が先ほどのとおり経費節減につながるということになりますし、それから扶助費、補助費につきましては合併しない方が経費節減につながるということになります。全体的には、先ほどもご説明いたしましたように、一番右側、点線の右側にありますが、普通建設事業費で判断することになり、合併する場合の方が2倍以上グラフが高い状況になることがわかり、まちづくりのための事業費をより多く確保することができるということになります。他の10年目、16年目、20年目の各グラフにおきましても、先ほども説明いたしましたとおり、5年目と同様な傾向にあることがわかり、特に10年目の上段の右側であります。グラフを見ていただきますと普通建設事業費の差が合併する場合と合併しない場合では著しいことがわかるわけであり、

次の9ページをお願いいたします。9ページの資料につきましては、合併する場合と合併しない場合につきまして、それぞれ地方債、公債費、普通建設事業費、特に地方債と公債費につきましては借入金とその返済に係るものであります。普通建設事業については、先ほど申し上げましたとおりであり、公債比率というのは公債費償還に係る経費がどのくらいかというような、そういう比率をあらわすものであります。それらについて、ここでは20年間にわたる推移を整理したものであります。ここでは、普通建設事業特例債、先ほど申し上げましたまちづくりに係る特例債であります。起債であります。これを使用せず、振興基金分、これは合併する場合の特別な財政支援措置で先ほど説明したとおりであり、これは100%使用する場合であり、上から三つ目のやや小さい表であります。見ていただきますと、この表では一番上の合併する場合と合併しない場合の普通建設事業費の差を整理しております。いずれの年度でも、合併する場合の方が多額の普通建設事業費を確保できることを示しております。その確保額は、中ほどに平成26年度の欄がありますが、26年度では最大になりますが、34億4,800万円となるわけであり、

それから、公債比率、これは低い方が基本的にはいいわけであり、公債比率について見ますと冒頭の表の一番上の表の最下段になりますが、平成18年度

のところを見ていただきますと17.84%をピークに、以下徐々に低下をしております。平成36年度には6.76%になります。この比率は、先ほども申し上げましたことと重複しますが、なるべく低い方が望ましいというようなことでありまして、一応は10%が目安とされております。

ただいま説明をいたしましたものを整理したものが下のグラフであります。このグラフからもわかりますように、やや小さい丸印であります。の合併する場合との合併しない場合、それぞれの普通建設事業費のグラフであります。合併する場合の方が、これも繰り返しになりますが、多額の普通建設事業費を確保することができることをあらわしております。

それから、地方債、これは借入金の発行状況についてであります。とでありますが、当然であります。ほとんど借り入れしない場合であります。同様に推移することになります。

それから、公債費、これは地方債に係る借入金の返済費用でありまして、平成19年度から平成29年度までにつきましては、やや差が見られますが、平成30年以降は同様に推移することがわかります。公債比率はの点線のグラフであります。先ほどの説明のとおり平成18年度をピークに減少傾向に推移することがわかります。

10ページをお願いいたします。この10ページから12ページにわたりましては、普通建設事業特例債、先ほど申し上げましたまちづくり特例債を50%使用する場合の状況を先ほど説明をいたしました使用しない場合と同様に整理した資料でありまして、10ページの下段の合併による小さい表であります。財政支援の表にありますように、渋川地区において使える額の2分の1は表の2段目ですが、200億6,400万円です。渋川地区で使える2分の1、50%ですが、2段目になりますけれども、200億6,400万円です。この額に応じまして、歳入及び歳出の各項目がこの借り入れをすることによりまして、当然ではあります。先ほど説明いたしました合併しない場合に比べまして数字が変動することになります。

それでは、11ページをお願いいたします。ここでは、建設事業特例債をただいま説明いたしました表、50%を使う場合について、全く使わない場合と同様に先ほど説明いたしました資料についてグラフにしたものでありまして、特に上段の右側にあります10年目のグラフ、公債費及び普通建設事業費の状況をごらんいただきますと、これも当然であります。借り入れをする分、合併する場合の方が普通建設事業費が多くなりまして、逆に借入金の返済に充てます公債費が大きくなっておるわけです。

それでは、12ページを飛ばしまして、13ページをお願いいたします。13ページから15ページにわたりまして、ここでは建設特例債を、まちづくりに係る特例債

を100%使用する場合を整理したものでありまして、やはりこの13ページの左側の小さい表の2段目を見ていただきますと100%借入金、地方債を使用いたしますと、総額401億2,800万円でありまして、先ほど説明いたしました50%の場合と同様に歳入及び歳出の各項目は変動することになります。それで、この50%、100%使用する場合ということで、今回推計をいたしました、これまだ実際の状況がわかりません、この推計では年度的に平準化して使うというようなことを前提に整理をいたしました。ですから、実際に使うということになりますと、3年度あるいは5年度といった単年度で一挙に使うということが通常でありますので、そうした状況で改めて推計をし直しますと、先ほど申し上げました借入金の状況あるいはそのための返済の返済金の状況、それから公債比率の状況、こういったものは実態的には当然変わってくるというようなことになるわけでありまして、今回の資料についてはそういうことでご理解をいただければというふうに考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりましたが、報告第20号の新市将来構想と財政推計につきまして、ご質問等ございましたらお願をいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。財政推計の関係で少し質問をさせていただきますというふうに思っております。

まず最初に、20年という財政推計をしていただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げたいというふうに思います。その上で、まず初めに、この財政推計概要というふうになっておりますけれども、概要でございますので、本物というか、正規なものというのか、もう少し細かい財政効果の部分についての資料が提出されるのかどうかということをもまず1点ですね。

それから、ちょっとお聞きしておきたいんですが、一本算定の推計額、これをどの程度見込んだのかということについてご回答を願います。

まずは、その二つをよろしくお願いたします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 非常に専門的な用語で、ご理解しにくい面があるかと思っておりますけれども、必要に応じてもう少し細かい資料ということになれば、これは基本的には今回説明いたしましたのは概要でありますから、任意協議会で提出するということになれば、それは概要版の基礎となっている数字でありますから、それは提出をすることができるというふうに考えております。

それから、一本算定については、合併特例措置がなくなります平成16年度以降については一本算定をしておりまして、先ほど交付税の中で減額がかなりの額が出てくるという、こういう説明を申し上げましたが、それについては減額時から

一本算定した結果でありますので、そのようにご理解をいただければというように考えております。

議長（木暮治一君） はい。

委員（塩野光弘君） わかりました。それでは、一本算定の分については、類似団体の方から推計してきたのか、それとも個別にきちんと出されたのか、ちょっとその辺が聞きたかったんですが、とりあえず財政効果の部分におきまして、例えば58億2,800万、この辺の数字が一本算定の数字かなというふうに思うんですけども、違ったら後で訂正してください。

もう一つだけお聞かせ願いたいと思います。普通建設事業費が20億云々というのはややちょっと甘い推計かなというふうにも思われますが、その辺は推計の問題ですから結構だというふうに思うんですが、一番重要なところはこの前も話をしたかというふうに思いますが、合併特例債を中心とした、やはり起債の関係等、事務局長の先ほど言っておりましたように慎重にその辺の起債の部分を考えなければいけないというふうに言っていた、私も同感でございます。そういった意味では、地方交付税措置の問題が財政全体に合併特例債との関係で大きな影響を持って来るだろうというふうには考えております。合併特例債の元利償還等、それと地方交付税の20年間の推移が財政状況を検討する上で、やはり非常に重要な部分があるのではないかとこのように思われます。要するに10年間の地方交付税の激減緩和措置が終わって一本算定に向けて暫減をしていって、その削減額が合併特例債の元利償還の交付税措置額を上回るようになっていくというのが一般的な財政シミュレーション上の問題なんだというふうに思います。それは当然ご存じだというふうに思いますが、そのところがやはり注意をしていかなければいけない、この部分が財政効果の表の中にはっきりとあらわれていないというのが、どうもこの表を信頼できるというか、いう部分になっていない。もう少し明確にその部分を出していただけないでしょうか。そうすれば、この部分が例えばこのような状況になればかなり合併有利だというふうな判断ができるというふうに思うんです。ただ実際果たしてそうなのかどうなのかというのが、この資料だけではやはり確認ができないというところに問題があったのではないだろうか、こういうふうに思います。

そういった意味で、合併した場合としない場合の交付税は、まずは出していたいて、合併特例債の元利償還の普通交付税への措置分がありますよね、当然入ってくるわけですよね。合併特例債の元利償還する場合の70%に係る普通交付税の措置分、これがどのような数字になってくるのか。それから、元利償還の自主財源分、要するに30%、そのほかに0.5の部分がありますけれども、この30%の分がどの程度年別になってくるか、こういった部分の年別の20年間の表を出していただければ、はっきりその状況がつかめると、こういうことになるだろうとい

うふうに思います。ここまで数字が出ているのは、計算上そういうことを全部計算をして出されたんだというふうに思われますので、できればその辺が出していただければありがたいというふうに思っております。そうすればかなり納得した上で、この数字というものが合併有利といえますか、合併した場合にこの程度の状況であるならば、かなり有利な状況が財政的に生まれるということが判断できるだろうというふうに思うんです。そういった意味で、そのことによって特例債50%あるいは100%、あるいは75%、その辺を決定をしていく重要なその根拠になってくるのではないかなというふうに考えますので、もし可能であれば概要ということでございますので、先ほど申し上げましたように正規な形で出していただければありがたい。要望のような意見でございますけれども、取り上げていただければありがたいというふうに思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） まず、推計が甘いかどうかと、こういう話でありますけれども、基本的にはいろんな前提条件を置いておりまして、我々の方でも前回の任意協議会でありましたが、20年間の推計というの、そういった前提条件を置けば、これは計算上できるわけでありまして、そういう意味では前回申し上げましたような状況は、これは同じようなことであるわけでありまして、ただそういう中でも、やっぱりできるだけ正確に、限られた条件でありますけれども、その中で正確に出そうという、こういうことで整理をいたしております。ですから、先ほど説明いたしました合併する場合と合併しない場合の全然特例債を使用しないで整理をした、一つは財政面でどちらが効率的かという、こういうことで整理をしたというふうに説明させていただきのしたが、先ほど申し上げましたように合併する場合と合併しない場合の財政面の効率性、今回の推計結果で言えば合併する場合の方が普通建設事業費の説明申し上げましたけれども、断然有利だというような、こういうことでありまして、その大きな原因は、一つは物件費、それから人件費、これがかなり先ほども説明いたしましたように、差が出てくるというような、こういう状況があります。ほかの歳入等の各項目については、合併するために対応を多くをしていただける支援措置の関係で、交付税あるいは起債の償還額、これも合併する場合の方が逆に措置された分だけ、先ほどお話ありましたような自己負担分、いわゆる一般財源を投入する分については、これは先ほどの説明でふえるという、こういうお話をいたしましたけれども、それは計算上でもそういうふうに出しております。

それから、一本算定も、これもできるだけ通常一つの自治体というようなことを前提に、例えば渋川市がこれまでやってきたような計算を仮に6市町村が一つの自治体になったらどうかということで、できるだけ、制約はあるわけでありまして、通常一つの自治体がやっているような計算をして一本算定をしており

ますんで、そういう意味では実態とそれほど差がないんじゃないかなというよう
なことはあります。ただ前提条件がありますので、そういうものについてはやっ
ぱり制約がありますから、実際その数値がどうかということになりますと、議論
があるところであります。

それから、特例債を使用する50%、100%で交付税なりの算入等、それから起
債のそういう相互の数値についての整理はどうかという、こういうことでありま
すけども、これはいずれにしてもそういう整理をしないと、先ほど説明したよう
なデータが出てこないわけでありますから、それは基礎的な整理の中ではしてお
りまして、必要ならそれも提出することはできると思いますが、ただ詳細にわた
って非常に前提条件がありますから、数字のひとり歩きというようなことにもな
りますので、その辺は我々とすれば全体の中で交付税のそういう計算がどうかと
いう、こういう判断も必要なんで、もし提出するというようなことになればそう
いう意味の検討をさせていただいた上で提出をしていきたいというふうに考えて
おりますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、50%、100%を使う判断材料というようなお話がありましたけども、
今回事業計画が全くまだ今のところ整理がされておひませんで、その事業計画を
立てる上で、今後事業計画の費用あるいは事業量等を勘案しながら、どの率の特
例債を使ったらいいかという、こういう一つの資料で今回推計をいたしました。
それで、先ほど申し上げました単年度で、3年度ぐらいで起債をどんと使うのが
通常事業を進める場合の方式だと思ひんですね。そういうことになりますと、先
ほど申し上げました公債比率の推移を申し上げました。これは、通常考えられる
ような状況よりも、比較的丸い山で、高くはなりますけども、推移しているとい
うようなことがご理解いただけたと思ひんですけども、それが実態に應じたよう
な特例債の使用でいきますと、例えば償還が始まる年度から5年目ぐらいが最高
になるのかなというような、そんな想像ができますんで、これも今回の推計では
実際の山は違ひますけども、そういった実態面の話があるというようなことでご
理解いただければというように考えておひますんで、よろしくお願ひいたします。
委員（塩野光弘君） おおむね理解しておひます。そういうことでよろしいという
ふうに思ひますけども、できましたら先ほどくどいようでございますけれども、
検討していただいて提出させて見させていただけるとおひますと見させていた
きたいと、こういうふうに思ひますんでよろしくお願ひします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 渋川の新井と申します。ただいま財政推計の大事な点でのい
ろいろ質問があり、答弁があったところでございます。なかなか実際問題聞いて
いても、頭の中になかなか入らない面も多々あるんで、協議会だよりを見ますと
5月の18日から各地域の中で説明会をするというふうになっておひるんで、この辺

の各地域における新市建設計画に対する説明会、どの程度の説明会をするのか、今の財政問題は大事なんですけども、なかなか理解がちょっとできない面もあるので、その辺の多くの住民の方々が説明を受けて、なるほどなど、そんなような認識ができるような説明がいいんじゃないかと思うんですが、その点についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

以上。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 合併の住民説明会に提出をいたしますその資料についてどうかという、こういうご質問であります。これも先ほど説明をさせていただいたように、かなり財政、特に財政推計については専門的な用語なり、数字的な話でありますので、非常に整理が難しいところでもあります。しかし、現在各市町村から事務局職員をそれぞれ派遣をしていただいておりますが、これは事務局の内部的な話でありますけども、私の方でいろんな細かい要求をお願いいたしまして、それぞれ努力をしてかなり工夫をしながら書類の整理をさせていただいております。ですから、そういう意味では先ほど説明いたしました新市建設計画を初め財政推計についても、それぞれできるだけ住民の方がわかりやすい資料をつくるというようなことで、現在作業を進めております。特に財政推計については、これ任意協議会のそういう整理の仕方でいいますとやっぱりクローズアップする必要がある、例えば普通建設事業費というような説明をいたしましたけども、そういうことで強調するような資料になるのかなと、こういうことで考えておりますけども、ただそういうことになりますと、全体的な概要の中で、早く言うと有利なところだけみたいな話の理解をされるというようなことも場合によっては出てくるようなおそれもあるので、その辺はそういったバランスを考えながら、できるだけお話にありますように住民の方がわかりやすいような資料の整理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 一応言われたように住民の方々が納得できるような説明をぜひお願いをいたしたいと思います。

それと、あと各議会は6月議会になったんですけども、その辺の議会との関係はどうなんでしょう、ちょっとお聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 洪川市の例で申し上げますと、これまでもそれぞれ議会には説明をさせていただいてきておるわけでありましてけれども、その節目、節目で、例えば任意協議会が終わった後、すぐ任意協議会の資料については説明させていただいてきております。ただ今回の新市建設計画については、将来構想というようなことで、非常に重要な話でありますから、先ほど新市建設計画の中で説

明を落としたわけでありますけども、新市建設計画を最終的に決定していただくという考え方でいきますと、今回は一応報告という形をお願いをしております。決定をしていただくのは、先ほど申し上げました事業費等含めたものもすべて盛り込んで最終的に固まるような状況の案を協議会に諮っていきたいというふうに考えております。そういうことでありますので、将来構想案は住民の説明会、それからただいまご質問にあります議会等のご意見も反映させながら、そういうものもこの中に取り込めるようなことを前提に、案という形でしばらく最終的なところまでいきたいというふうに考えております。議会の説明については、渋川の場合で言えばできるだけ早い機会に、6月議会が定例会であるわけでありますから、そういったことで住民説明会と並行しながら、その辺はまた議会の方と調整していただきながら、各町村においても同様でありますけども、キャッチボールをしながら整理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） はい。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学の戸所です。新市建設計画のことについて意見を述べさせていただきたいと思うわけです。

今まだこれはしばらくキャッチボールしながらということですので、もしご検討いただければと思うことなんですが、実は将来像で案1というのが出ていまして、「やすらぎとふれあいに満ちたほっとなまち」ということであります。これはこれでとてもいいと思うんですね。それで、いろんな各市町村の総合計画等を勘案しながらされてきたということで、全体としては非常によくまとまっていると思います。ただ、別な角度から見ると「やすらぎとふれあいに満ちたほっとなまち」というのは、どこのまちなんだろうかという点から見ますと、外から見た場合にもう一つよくわからない点があるんですね。

それで、ここの協議会の場合は吸収合併ということじゃなくて、全く同格の新設合併でいくと、新しいまちをつくって、そして外に向かってこういうまちなんだということを打ち出すということが必要だと思うんです。同時にそのことによって外からも投資が生まれるような、そういうここはとってもすごいまちなんだというような、そしてまたそれをねらっているんだという、そういう一つの将来像といいますか、そういう面があると思うんです。ここに出ているのはどちらかというのと内向きといいますか、の将来像で、外から見ても見える将来像というような、そういう観点も欲しいのかなという、そこら辺をちょっと検討していただけたらなと思うんです。

といいますのは、よく合併したときに、どこどこが合併した、どんな構想でありますかということを一言で言ったときに、よくこういうあれが出てくるんですけども、そのときに例えばこの地区であるならば、利根川、吾妻川という川が

合わさってきて、そして赤城、榛名というすごい全国的な山も抱えていて、そして関東平野の一番北部のところで、谷口集落、それが一体となった小さいけれども、物すごい大きなパワーを持ったまちができるという、こういう構造があるわけです。これをうまく言葉にあらわして、そしてそこにやすらぎとふれあいに満ちた、そして温泉ということを考えても全国的な温泉があり、かつまた日帰り温泉などもたくさんある。こういうあれがうまくミックスして、外から見たときにあそこへ投資してもいいというような、そういうのがこの将来像にあると、そうするとそこからフィールドバックしていってもう少し違う理念のところもちょっと変わってくるかもしれないというふうに感じます。

それから、新市建設の理念のところも基本的なことはみんな入っているんですけども、そういう新しい新市をつくるという中で、ここは何か中心これを特に出すぞという、その辺のあれがあるといいなというふうに感じるわけです。という面で考えたときに、この地区で今重要だと思うのは、人材が流出しているということと、雇用をいかに確保し、かつ拡充していくかという、これが興るようなシステムをつくれるような、何かこのところにあるといいなという、これは言うはやすく、なかなか難しいことですけれども、そういったような理念のところでもうちょっと見直していただくと、これまでの各市町村ではできなかった、そういうあれが合わさることによって、そして全く新しいまちをつくることによってこれまでには考えられなかったパワーが出るというような、そういう形に持っていける可能性というのがあるんじゃないかなと、そういう面でこのあたりを少しまだご検討いただけるのであればご検討いただけたらなと思っています。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 外向けにも、あるいは外から見たときに非常にアピールするような、そういうものも将来像にという、理念についても同様にという、こういうご質問でありまして、確かにお話のとおりそういう面では前の任意協議会でも委員さんの中から出ましたような特色がある理念なり、特色のある将来像と、こういうお話もありましたので、いろいろ我々の方といたしますと検討した結果がこういう結果で、とりあえずは案というような形で整理をさせていただきました。しかし、今お話のようなこともある意味では非常に重要でもありますし、確かにそういうことでもあるというように考えておりますので、その辺は今後検討をさらに続ける中で、どういう形で整理ができるか検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等もないようですので、お聞き取りいただいたという

ことをご理解いただきたいと思います。
それでは、休憩をいたします。

休 憩

議長（木暮治一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項に入ります。議案第38号 協議項目21「国民健康保険事業の取扱いに関する事」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第38号 協議項目21 国民健康保険事業の取扱い

事務局長（吉原康之君） それでは、議案の小さい資料ではありますが、15ページをお願いいたします。議案第38号についてご説明をいたします。

協議項目21「国民健康保険事業の取扱い」について、次のとおり定めるものがあります。末尾記載のとおり、1、国民健康保険税につきましては、(1) 国民健康保険税の税率については、不均一課税とし、3年以内とする。(2) 課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。(3) 納期については、合併時に統一をする。

2、給付事業であります。(1) 出産育児一時金については、渋川市の例により、(2) 葬祭費は、6市町村に相違がないため現行のとおりとし、(3) 高額療養費貸付制度については、渋川市、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の例により、出産費等資金貸付制度については、渋川市の例により、また新市においていずれも統合後の社会福祉協議会に事務委託するものがあります。

3、保健事業であります。(1) 国保直営診療所運営事業については、当分の間存続するものとし、合併後において統廃合等の検討を行い、(2) 24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により継続して実施し、(3) 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例により、ただし脳ドックについては、3年に1回の助成とするものがあります。

4、福祉医療助成事業につきましては、(1) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準を踏まえ、合併時に調整することとするものがあります。

協議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。調整方針については、ただいま申し上げたとおりであります。1ページの右側になりますが、調整理由・課題の欄であります。ここでは調整方針ごとに整理をいたしてありまして、まず1ですが、税率については6市町村に差が見られますが、合併時の統一

につきましては被保険者に混乱を生じさせるなど、困難でありますことから、合併時は不均一課税とし、課題といたしましては、不均一課税間の財源不足の生じるおそれがあるということを挙げております。

2の課税限度額等については、相違が見られませんことから、調整は行わないことといたしまして、3の納期は、6市町村に相違が見られますことから、調整するものでありまして、課題といたしましては収納率への影響の配慮、住民に対する周知などの必要性を挙げております。

左側の現況の欄になりますが、1の国民健康保険の概要であります。ここでは平成14年度における被保険者の数等について整理をしております、被保険者数は渋川市が1万8,902人で最も多く、最も少ないのは906人の小野上村となっております。6市町村の被保険者数の合計であります、記載はしてありませんが、3万6,940人となります。同じ欄の中段にあります加入割合を見ますと、一番左側の渋川市の場合であります、世帯にいたしまして、55.4%、被保険者では40.1%となっております。国民健康保険の加入割合が高いことがうかがえるわけではありますが、他の町村ではいずれも渋川市よりもその加入割合が高くなっておりまして、このことから国民健康保険制度の重要性がうかがえるところであります。

次に、2の国民健康保険税であります、(1)の税率、(4)の納期につきましては、それぞれ違いが見られます。特に税率につきましては、6市町村それぞれかなりの違いがあることがわかります。他の項目につきましては、次ページにあります(7)の賦課方式、(8)の軽減基準額について、6市町村とも同様となっております。

2ページを飛ばしまして、3ページをお願いいたします。やや小さい数字で見にくいかと思いますが、よろしくお願いいたします。この資料は、資料に示しますように、左側にあります四つのケースのそれぞれについて、各市町村の現行の税率で計算をしたものであります。

まず、ケース1であります、このケースに該当する世帯の割合は、欄の下にあります、28.5%で、所得33万円以下、単身世帯で、他は記載の条件で医療分、介護分をそれぞれ計算をいたしております。まず、渋川市の税額の計の欄を見ていただきますと1万7,400円となっております、他の町村に比較いたしまして、最も高額であることがわかります。最も低額なのは小野上村の1万3,200円で、渋川市との差は4,200円となります。介護分は、中ほどの子持村の税額の計算の欄4,600円で最も高く、他は4,000円ないし3,800円という状況にあり、最も低額の3,800円との差は800円の差であります。

次に、ケース2であります、ただいまのケース1と同様に見ていきますと、世帯の構成比は8.1%で、夫婦子供2人、給与所得136万円、他は記載の条件で、

まず医療分を見ますと渋川市の計の欄19万6,000円が最も高く、中ほどの小野上村が13万4,600円で最も低額で、その差は6万1,400円であります。介護分でも渋川市が2万7,500円で最も高く、やはり中ほどの小野上村が1万4,100円で最も低額となっており、その差は1万3,400円であります。

次に、ケース3であります。世帯構成比は5.4%、夫婦子供2人、給与所得200万円、他は記載の条件で、まず医療分では渋川市の計の欄26万3,200円が最も高く、中ほどにあります小野上村の19万7,300円が最も低額でありまして、渋川市との差は6万5,900円となります。介護分も渋川市が最も高く、4万1,400円で、最も低い小野上村の1万8,600円と比較いたしますと、2万2,800円の差があります。

最後のケースの4であります。夫婦2人、世帯構成比は5.1%、年金所得が50万円、他は記載の条件で、まず医療分では中ほどの子持村の計の欄9万8,000円が最も高く、最も低い渋川市の8万500円との差を見ますと1万7,500円となります。介護分では、渋川市の計の1万8,500円が最も高く、最も低い、一番右側になりますが、北橋村の計の欄1万2,900円との差は5,600円となっております。

4ページをお願いいたします。2の先進地事例であります。保険税につきましては、上段の西東京市、下段にあります宗像市、山形市の例が、内容は異なりますものの具体的な調整方針となっております。特に下段の山形市については、1人当たりの保険税額目安も掲げております。なお、上段のさぬき市については、かなり包括的な内容の調整方針となっております。表外にあります関係法令は、群馬県国民健康保険広域化等支援基金条例を抜粋したものでありまして、この条例に基づきまして財源不足等の対応をするために借り入れすることができるわけでありまして。

5ページをお願いいたします。給付事業であります。調整方針については、議案で説明したとおりであります。右側の調整理由・課題の欄であります。ここでは調整方針の項目ごとに整理をしております。まず出産育児一時金については、調整は少子化対策推進の視点から最も高い渋川市の例を軸に調整をし、課題といたしましては財政負担の増額が見込まれ、その増加額は平成14年度の実績をもとに計算いたしますと、213万円となります。

次に、高額療養費貸付制度等については、調整は既に制度を持っている市町村の例を軸に行い、課題といたしましては合併後受領委任払い制度の導入など、制度のあり方を検討する必要があるということをおっしゃっております。

左の現況の欄になりますが、1の相対的任意給付の状況、2の高額療養費貸付制度の状況について、それぞれ表のとおりでありまして、説明は省略いたします。

3の先進地事例であります。記載のあるものの状況を見ますと、下段の東かがわ市及び山形市の例が、内容はやや異なりますものの整理の仕方は本議案の場合とおおむね同様の状況にあります。

次の6ページをお願いいたします。保健事業であります。調整方針は説明をしたとおりであります。ここでは、右側にあります欄の理由・課題であります。それぞれ項目ごとに整理をいたしております。まず国保直営診療所につきましては、赤城村のみ設置されておりますことから、存続の方向で調整をし、課題といたしましては、一般会計からの繰入金で毎年約7,000万円ほどになっていることから、渋川総合病院との統廃合の検討の必要性を挙げております。

次に、24時間電話健康相談につきましては、調整は実施しているところと、そうでないところがあるため、住民に対する健康指導等の重要性の視点から行いまして、課題といたしましては経費の増加、特に国庫補助金の補助期間終了後の財政負担の増加ということを挙げております。

次の人間ドックにつきましては、調整は医療費の抑制などの視点で、より内容の充実している市町村の事業を軸に行い、課題といたしましては経費の増加への対応や指定医療機関の拡大などを挙げております。

左の欄になりますが、1の保健事業の状況であります。1の国保直営診療所、2の健康相談、3の国保人間ドックについての6市町村の状況は、それぞれ表に整理のとおりでありまして、説明は省略をいたします。

次に、財政影響額であります。1の健康相談では、調整方針に基づき実施をいたしますと、196万2,000円ほどの計上が見込まれます。また、人間ドックでは同様に38万円の経費増が見込まれるわけです。

7ページをお願いいたします。2の先進地事例であります。下段にあります山形市以外は比較的包括的な調整方針となっております。

次に、8ページをお願いいたします。4の福祉医療助成事業であります。調整方針については議案で説明したとおりであります。右側の調整理由・課題の欄であります。調整につきましては6市町村それぞれ制度に相違が見られますことから、福祉政策としてサービス低下を期さないという視点で行いまして、課題といたしましては経費の増加につながるということを挙げております。

左の現況の欄、1の福祉医療の現況であります。ごらんのとおりいずれも単独事業で実施をしております。事業の種類は渋川市が最も多く、6市町村共通に実施しております乳幼児につきましては、伊香保町が対象者を7歳の年度末までの全診療と最も広くしております。次いで北橘村が7歳未満児全診療と広くしております。他は、いずれも未就学児の全診療となっております。

9ページをお願いいたします。9ページは、関係法令ということで、地方税法等の関係規定を抜粋したものでありまして、内容の説明は省略をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま議案第38号につきましての説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 国民健康保険税の税率についてのことでございますが、不均一課税として3年以内な統一するということでもあります。かなり渋川以下ほかの各市町村によってそれぞれ内容が変わっております。この3年以内というのは、このことにつきましてはほかの徴税等においては不均一課税として5年間で調整をするということでございますが、この点についてもやはり各町村の今までの実情等ありますので、3年以内というのはちょっと、それで全部統一するのはちょっと無理じゃないかと思うんですが、その点について不均一課税のように、ほかの税目のように5年以内に解消するということが今までの地方税等の取り扱いにはなっております。その点について、この3年以内ということについてはどのようにお考えになっているのか。

それともう一つ、3年以内に見直すということでございますが、考え方としてはどの点を主に見直しをする考えなのか、その点についてお聞きいたします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 国民健康保険税の不均一課税の調整期間をもっと延ばしたらどうかという、こういうご質問であります。これにつきましては、専門部会等を初め下部組織でさまざまな検討を行っております。現在までの検討の経過を申し上げますと、特に国民健康保険税については検討の中では、できれば合併時までに統一する話が非常にこれ望ましいわけでありまして、これ実態申し上げますと、一つの市になった以降、先ほど申し上げました税率の違いによってかなり差がそれぞれ出るわけであります。移動等を考えますと、そういう意味の問題点もありますし、同じ市に住みながら、これはほかの税金でも同じ話があるわけがありますけれども、特に国民健康保険税につきましてはそういった問題が顕著でありまして、財政的な話も含めましてできるだけ早く同じ税率にしないといろんな意味で、これについては特に不公平が出るだろうというような、そういう議論をしております。ですから、そういう趣旨を踏まえまして、3年以内にできるだけ早く、これはできるだけ早くとは書いてありませんけれども、私が申し上げましたような問題点を前提にいたしますと、3年以内というのはそういうことも含めて検討した結果でありますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一つはどのところを基準にと、こういうお話であります。現在これまでの検討の中で非常にこれ税率を想定して整理するのは難しい状況にあるわけがありますけれども、現行の国保財政を前提に現行の状況を、これもやはり前提にいろいろ検討いたしますと、それぞれ市町村によって基金の保有状況も全くこれ異なるわけがあります。そういう異なった状況を変えないで、そのまま整理をしたらどうかというようなことで、そういった検討をいたしております。た

だそれも、かなり先ほど申し上げましたケースを使いまして税率の比較をいたしましたけども、これもかなり仮定がほかの税金と違いまして入りますんで、その辺はどの基準をとというような話も、今の段階ではちょっとお答えできないような状況にありますんで、その辺はよろしくご理解いただきたいと思うんです。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） できれば当然同じ市になれば同一の税率が望ましいと思えますけれども、各市町村それぞれいろいろその内容が違っております。例えば所得割、資産割、それから均等割、平等割等々ございます。渋川市においても、過日の議会において国民健康保険税の値上げがございました。この点につきましても、約4億近い未納者がいるわけです。そういう点から考えて、ほかの町村はどうだかわかりませんが、未納者対策も、これもまた大きな問題だと思います。この調整方針については、その未納者対策については特に記述はございませんが、その点と、今言った所得割、資産割、平等割、均等割ですか、どの点を市で考えるのかお聞かせください。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 税率をごらんいただいてもご理解いただけると思いますが、これは市町村によって給与所得者の数、それから資産の状況等かなり相違がありまして、それともう一つは、そういった状況を背景に今日の税率が決定されておるわけでありまして、今後さらにこの調整方針の決定をするまでの議論もしてきておりますが、さらに合併時までにはその辺の議論も踏まえまして、これかなり先ほど言いましたように市町村で所得割、それから資産割、均等割、それぞれの背景が異なりますから、その辺をさらに検討を続けて、結果的には一番低いところにとというのがいいわけでありまして、ただ国保財政からだけいいますとそういう話にもなりますが、いずれにしてもどこかでその財源を手当てするという話が前提になりますから、その辺はやはりそういったことも踏まえまして対応していくというようなことが必要になるのかなというようなことでありますので、今後引き続きその辺を踏まえた議論を続けていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つは滞納の話も出ましたけども、これについても並行してそれぞれ市町村では滞納対策に取り組んでおるところでありますけども、こういった税率の問題とあわせまして、専門部会等で検討を続けるというようなことになっておりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにないようですので、お諮りをいたします。

議案第38号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第38号は原案のとおり決定されました。

続いて、議案第39号 協議項目24 9「ごみ処理事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第39号 協議項目24-9 ごみ処理事業の取扱い

事務局長(吉原康之君) 小さい資料の17ページをごらんいただきたいと思います。議案第39号についてご説明いたします。

協議項目24 9「ごみ処理事業の取扱い」について、次のとおり定めるものがあります。末尾記載のとおり、1、家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については現行のとおりとし、新市において調整し、2、資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橋村の例による。3、一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一するとするものであります。

協議項目参考資料の10ページをお願いいたします。調整方針については、ただいま説明をいたしましたとおりであります。右側にあります調整理由等がありますが、それぞれ項目ごとに整理をいたしておりまして、まず1に係る調整の理由であります。収集頻度、収集を直営でしているか、委託でしているか等に差異があるために調整するものでありまして、課題といたしましては住民サービスの公平性の確保、直営から委託への転換を行う場合の収集業務への影響、調整に時間を要するなどのことを挙げております。

2に係る調整の理由であります。資源ごみに関しては取り扱い主体、販売価格、販売手数料などに差異があるため、また生ごみに係る補助制度に関しましては補助金額に差異があるために調整するものでありまして、課題といたしましては資源ごみについては取り扱い主体やごみ有料化に対する関係市町村の考え方に相違があること、地域性や複数の回収業者の対応などを挙げております。

3に係る調整理由であります。許可手数料などに差異があるために行うもので、課題といたしましては条例の統一の必要性を挙げております。

左になります。現況の欄、1の家庭系一般廃棄物の排出であります。まず(1)、ごみの収集頻度であります。ごらんのとおりいずれの市町村でもそれほど違いがないことがわかります。(2)の集積箇所数については、当然であり

ますが、市町村の規模によって違いが見られます。(3)の指定袋等でありますが、6市町村においてそれぞれ取り扱い主体や指定袋等の種類、販売価格に違いが見られます。

次のページになりますが、販売手数料の交付額、利潤等の取り扱いにもこの表から違いがあることがわかるわけであります。

12ページをお願いいたします。2の家庭系一般廃棄物の収集、運搬でありますが、まず(1)の収集体制では、渋川市及び伊香保町では委託と直営で対応しておりますが、他はすべて委託となっております。(2)の直営の体制でありますが、渋川市と伊香保町であります。その内容には、かなりの違いが見られます。同じ欄にあります、最下段にあります直営収集費用では、渋川市が1億7,976万8,000円で、伊香保町が505万3,000円となっております。(3)の可燃ごみ委託等の体制でありますが、市町村の規模によってかなりの違いが見られます。このことは、次ページをお願いいたしたいと思っております。(4)の不燃ごみ委託等の体制、それから次にあります(5)のリサイクルごみの委託等の体制、最後になりますが、粗大ごみ等の体制についても同様であります。

次の14ページをお願いいたします。3のごみ減量に関することでありますが、細部においては違いが見られますが、基本的な部分には違いがないことがわかります。

15ページをお願いいたします。(2)の生ごみ減量化容器等購入費補助事業であります。6市町村ともほぼ同様の内容で実施していることがわかります。

次の4の一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することでありますが、(1)の許可業者については、市町村の規模によりまして業者数に差異が見られます。次の(2)の許可証等交付手数料については、渋川市と他の町村ではかなりの違いがあることがわかります。

次の16ページをお願いいたします。関係法令は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律などの関係規定を抜粋したものであります。説明は省略をいたします。

次の17ページをお願いいたします。5の先進地事例でありますが、上段にありますさぬき市の例をごらんいただきますと、かなり詳細な調整方針となっております。それから、下段にあります東かがわ市の例もかなり詳細となっておりますが、他は本議案と同様に比較的包括的な調整方針となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 議案第39号についての説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（木暮治一君） ご質問等ないようですので、お諮りをいたします。

議案第39号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第39号は原案のとおり決定されました。

続いて、議案第40号 協議項目24 10「交通関係事業の取扱い」についてを議題といたします。

説明をしてください。

事務局長。

議案第40号 協議項目24-10 交通関係事業の取扱い

事務局長（吉原康之君） 小さい資料の19ページをごらんいただきたいと思います。議案第40号についてご説明いたします。

協議項目24 10「交通関係事業の取扱い」について、末尾記載のとおり、1、バス運行については、合併時は現行のとおりとし、2、バス利用促進対策については、合併時に統一するとするものであります。

協議項目参考資料の18ページをごらんいただきたいと思います。調整方針については、ただいまのとおりであります。右の欄、理由・課題であります。1に係る調整はこれまでの経緯から行わないことといたしまして、合併時は現行のとおりとし、課題といたしましては利用客の減少から路線や運体系の見直しなどの必要性を挙げております。

2につきましては、補助額の差異があるため調整するものでありまして、課題といたしましては運行形態による利用の可否の調整の必要性を挙げております。

左になりますが、1の公共交通であります。まず（1）のタウンバス関係の欄であります。市町村単独で運行しているものの状況で、それぞれこれまでの経緯を背景といたしまして、運行の路線数等に違いが見られます。小野上村では、このタウンバスについては運行されておられません。

次の19ページをお願いいたします。（2）の広域路線バスについては、従来の路線バス廃止代替バスとして、県の補助を受けて市町村の経費で運行しているもので、これについてもそれぞれ地域のこれまでの実情に応じまして違いが見られるところであります。

20ページをお願いいたします。2の利用促進対策であります。これは県の補助を受けて実施しております敬老割引制度で、渋川市、赤城村及び北橋村で実施しております。その下の関係法令は、本議案に係る道路運送法等の関係規定を

抜粋したものでありますが、説明は省略をいたします。

21ページをお願いいたします。2の先進地事例であります。上段のかほく市の例が本議案の調整方針とほぼ同様であります。山形市については料金の調整までかなり具体的なものとなっております。さいたま市及びいなべ市の例は、かなり包括的な内容となっております。下段にあります右側の二つの例については、交通安全対策についても内容としたようであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第40号の説明が終わりました。

この件につきましてご質問等ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お諮りをいたします。

議案第40号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第40号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第41号 協議項目24 11「環境対策事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第41号 協議項目24-11 環境対策事業の取扱い

事務局長（吉原康之君） 小さい資料の21ページをお願いいたします。議案第41号についてご説明いたします。

協議項目24 11「環境対策事業の取扱い」について、次のとおり定めるものがあります。末尾記載のとおり、1、環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画を踏まえ、新市において策定をする。2、環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぐとするものであります。

協議項目参考資料の22ページをお願いいたします。調整方針は、ただいま説明をしたとおりであります。右側の調整理由等の欄であります。まず1の環境基本計画については、既に策定をしているところとそうでないところがあるため調整するもので、課題といたしましては、新市では地域が拡大することから計画内容等の調整の必要性を挙げております。

2の環境保全調査については、6市町村の調査等の実施状況が異なるため継続

実施を前提に調整し、課題といたしましては実施内容等の調整の必要性を挙げております。

現況、左側の欄であります。まず1の環境基本計画であります。記載のとおり、渋川市及び赤城村以外についてはまだ策定をされておられません。

次の2の環境保全調査であります。渋川市は大気、水質、騒音など広範囲にわたって調査を実施していますが、他の町村では水質及び騒音調査など限られた範囲の調査だけ実施していることがわかります。

次の23ページをお願いいたします。関係法令は、環境基本法等の関係規定を抜粋したものであります。説明は省略いたしまして、次の24ページをお願いいたします。

3の先進地事例であります。それぞれ調整方針の内容にはかなり違いが見られる内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第41号につきまして説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問等ないようですので、お諮りをいたします。

議案第41号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第41号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第42号 協議項目24 12「各種福祉制度の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第42号 協議項目24-12 各種福祉制度の取扱い

事務局長（吉原康之君） 小さい資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

議案第42号についてご説明いたします。

協議項目24 12「各種福祉制度の取扱い」について、末尾記載のとおり、1、各種福祉制度について、次のとおり調整するものとなります。（1）障害者計画・高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期、平成17年度に策定をする。（2）障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、現行

の実施内容を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整をし、ただし、介護慰労金支給事業、敬老祝金支給事業及び長寿者顕彰については、合併時に渋川市の例により統一をとするものであります。また、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとするものであります。

2、その他福祉事業については、次のとおり調整とするものでありまして、(1)、生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施する。(2)、災害援助関係に係る災害援助、災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一とするものであります。

それでは、大きい資料の25ページをごらんいただきたいと思います。調整方針については、ただいま説明をしたとおりであります。右側の調整理由等の欄であります。それぞれ現況に対応するように整理をしておりますので、それに沿ってページごとに調整理由・課題等について説明をさせていただきます。

障害者福祉計画及び高齢者福祉計画についての調整は、新市において現行計画の見直し時期に行い、課題といたしましては策定の現状調査やアンケート調査の必要性を挙げております。

左側の現況の欄、1の障害者計画であります。渋川市と赤城村では既に策定をされておりますが、他ではまだ策定をされておられません。2の高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的な計画といたしまして、それぞれの市町村において策定をされておまして、法定のものでありますことから、計画期間等も同一となっております。

次の26ページをお願いいたします。まず、右側にあります調整理由等の欄をごらんいただきたいと思います。金額に違いがあるので調整を行いまして、課題といたしましては伊香保町や北橘村の単独事業の廃止などのことを挙げております。

左になります。現況の欄、3の高齢者福祉事業であります。(1)の介護慰労金であります。まず、冒頭にあります6市町村共通の県補助事業では、記載のとおり介護慰労金額に差異が見られます。伊香保町及び北橘村では、ただいまの県補助事業と対象要件の異なる国庫補助による事業と市町村単独事業をそれぞれ実施しております。

次の27ページをお願いいたします。右側の調整理由等の欄であります。敬老祝金及び長寿者顕彰については違いが見られますので、調整するものであります。課題といたしましては、調整結果いずれについても支給額が低くなる町村がありますので、その対応の必要性を挙げております。

左の現況の冒頭の表であります。調整方針のとおり渋川市の例により調整をした場合の財政影響額を整理したものでありまして、表の最下段、合併前後の比較をいたしますと、欄外に記載のとおり330万円余りの増となります。

次に、その下にあります表の(2)の敬老祝金であります。大きく分けますと記載のとおり渋川市のように、いわゆる80歳などの節目に受給するものと、他の町村のように80歳以上の者に受給するものに区分することができます。それらの調整においても、受給要件などの違いが見られます。

(3)の長寿者顕彰であります。各市町村とも対象年齢は100歳到達者と同じであります。祝金額に相違が見られます。

次の28ページをお願いいたします。冒頭の表は、敬老祝金について調整方針どおり渋川市の例により統一をした場合の財政影響額を整理したものでありまして、二つ目の表の欄外にありますように2,216万円が913万5,000円となりまして、1,302万5,000円の減となります。その下にあります長寿者顕彰に係る表であります。この財政影響額を見ますとやはり欄外になります。70万円が55万円となりまして、15万円の減額となります。

29ページをお願いいたします。左の現況の4の児童福祉事業であります。表の(1)の児童手当及び児童扶養手当については、記載とおり違いは見られません。

30ページをお願いいたします。このページから次ページにわたりますが、まず調整理由・課題の欄、調整は交通遺児手当、出産祝金、就学援助金、母子家庭等入学祝金については、6市町村で実施しているところと、そうでないところ等に違いが見られます。調整するものであります。課題といたしましては、まず最初の交通遺児手当については、これまでの経緯を踏まえる必要性を、次の出産祝金については児童手当や乳幼児医療助成との調整の必要性を、また就学祝金については特殊教育就学奨励費との調整の必要性を挙げております。最後の母子家庭等入学祝金については、母子家庭を支援する制度等の調整の必要性を挙げております。

左になります。現況の欄であります。(3)の特別児童扶養手当については、内容は同様であります。(4)の交通遺児手当については渋川市のみが実施しております。(5)の出産祝金は伊香保町、小野上村、赤城村で制度化されております。制度の根拠や支給対象、支給額に違いが見られます。最下段、就学援助金は小野上村のみで制度化されております。

31ページをお願いいたします。引き続き現況の欄の(7)の母子家庭等入学祝金であります。渋川市、伊香保町、赤城村及び北橘村で制度化されておりますが、祝金を贈るところと、そうでないところと制度の内容に違いが見られます。

次に、このページの調整理由・課題の欄、生活保護については、町村関係の事務が新市の事務となるために行うもので、災害援助やその下の災害弔慰金については、内容や制度根拠が異なるために調整するものでありまして、課題といたしましては、生活保護関係では保護台帳、電算システムのデータ等、渋川保健福祉

事務所からの円滑な事務引き継ぎの必要性を挙げております。また、災害弔慰金については、町村の県市町村総合事務組合からの脱退の必要性を挙げております。

左になります。現況の欄の5のその他福祉事業であります。まず(1)の生活保護関係では、市町村の規模によって生活保護世帯数等に違いが見られます。(2)の災害援助、災害見舞金については、伊香保町以外はそれぞれ記載の制度を設けていますが、内容には違いが見られます。(3)の災害見舞金であります。渋川市は市の条例で、他の町村は群馬県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいてほぼ同様の内容となっております。

次の32ページと33ページにわたりますが、福祉制度に係ります関係法令を整理したものでありまして、説明は省略をいたしまして、34ページをごらんいただきたいと思っております。6の先進地事例であります。上段にあります西東京市の例では包括的な調整方針となっております。他はかなり具体的な調整方針で、調整内容についてはそれぞれ違いが見られるところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 議案第42号について説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いをします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等ないようですので、お諮りをいたします。

議案第42号につきまして原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第42号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第43号 協議項目24 13「保育料の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第43号 協議項目24-13 保育料の取扱い

事務局長(吉原康之君) 小さい資料の25ページをごらんいただきたいと思っております。議案第43号についてご説明いたします。

協議項目24 13「保育料の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、保育所については、現行のまま新市に引き継ぎ、2、保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表の例により、ただし、合併後5年以内に保育料平均額率をおおむね60%に統一をするとするもので

あります。

協議項目参考資料の35ページをお願いいたします。左側の現況の欄であります
が、1の保育所については、渋川市には公立5カ所、私立6カ所、他は伊香保町
に公立1カ所、子持村、赤城村、北橋村には私立がそれぞれ1カ所ずつあります。

次に、2の保護者負担金、これは保育料であります。この
表は、次ページにわたって整理をしておりますが、まず一番右側にあります国基
準の所得による7階層の区分に比較いたしまして、6市町村の現況がどのような
状況にあるか整理をいたしたものであります。

表の左側のアルファベットについての項目が所得階層区分でありまして、後ほど
説明いたしますようにそれぞれの市町村によって国基準の、先ほど申し上げまし
た7階層をさらに細分化して保護者負担金、保育料を設定しておりますことから、
表からもごらんいただけますように相当複雑な状況になっていることがわかりま
す。表の中を太線でそれぞれ区分をしておりますが、これはただいま申し上げま
したように、国基準の7階層区分と異なり、それぞれ市町村独自の区分をとって
いるために6市町村の現況の保護者負担金の相違を見るために、このような太線
による区分を行ったものであります。幾つか比較可能なものについて見ていきま
すと、まず左になります。Bの欄、渋川市の場合をごらんいただきますと、冒
頭にありますように渋川市の場合には17階層区分で、3歳未満が2,400円、3歳以
上が1,760円でありまして、中ほどにあります子持村、やはり17階層区分となっ
ておりますが、それと一つ飛びまして、右側の北橋村7階層区分であります。渋
川市と同様の額であります。赤城村は15階層区分であります。渋川市よりも
やや高く、伊香保町が6,000円と4,500円で、また小野上村が6,000円と4,500円で、
それぞれ渋川市よりもかなり高額になっていることがわかります。しかし、一番
右側にあります先ほど申し上げました国基準の欄をごらんいただきますと、
9,000円と6,000円というふうになっておりまして、これと比較いたしますと、先
ほど申し上げました伊香保町の6,000円と小野上村の4,500円、この額について
も国基準に比較いたしますと、かなり低額だというようなことがわかるわけであ
ります。

次に、左側の欄に目を移していただきまして、Dの1の欄であります。やはり
渋川市の場合を見ますと、3歳未満、3歳以上がそれぞれ1万1,900円と1万240円
で、この欄の中ほどより右になります。赤城村の場合ごらんのとおりにいずれも
やや低額となっております。子持村及び北橋村がほぼ同水準の額であります。渋
川市の場合よりもかなり高額となっております。伊香保町は1万9,500円と1
万7,200円で、渋川市よりも高額であります。最も高額なのは、小野上村の2万
円と1万8,000円となっております。しかし、先ほどのD階層の場合と同様に国
基準の右側になります。3万円と2万7,000円に比較いたしますと、いずれも

これに比べるとかなり低額で、最も高額の小野上村と比較いたしましても、小野上村につきましても3歳未満、3歳以上、いずれも国基準の約67%の水準にあるという状況にあります。

次のページをお願いいたします。左側のアルファベットのDの6の欄をごらんいただきたいと思いますが、渋川市の場合でありまして、3歳未満、3歳以上がそれぞれ2万1,600円、1万9,500円ですが、ここでは右側にあります赤城村の1万7,800円と1万6,600円が最も低額となっております。他は、いずれも渋川市の場合よりも高額となっております。ここでもやはり国基準の4万4,500円と4万1,500円に比較いたしますと、いずれの市町村もかなり低額の水準にあることがわかります。欄外にあります表は、各市町村の平均保育料を国基準と比較し、どのような状況にあるかを整理したものでありまして、3歳未満、3歳以上それぞれについて見ますと、赤城村が国基準の51.35%と44.87%と最も低く、最も高いのは3歳未満で伊香保町で67.41%と、また3歳以上では小野上村の61.86%となっております。それでも国基準に比較いたしますと低い割合となっております。

37ページをお願いいたします。このページから42ページにわたりまして、調整方針2に基づきまして、渋川市の保育料徴収基準表によるとした場合に関係町村の保育料はどのようになるのか、幾つかの比較可能な所得階層について整理をいたしました資料でありまして、ここでは五つの階層について比較をしております。

まず、伊香保町の場合であります。左の表が伊香保町、右側の表が渋川市のそれぞれ現行の徴収基準表であります。まず、真ん中にあります記載であります。の住民税非課税の階層の場合4,500円が1,760円となりまして、2,740円の減額となります。以下同様にござんいただきまして、所得税2,000円のところで6,960円の減額、所得税2万円の階層では6,900円の減額、所得税12万円の階層で3,380円の減額、最後の所得税20万円の階層では、逆に4,640円の増額となります。

次の38ページをお願いいたします。これは、小野上村の場合であります。同様にござんいただきまして、上から住民税非課税の階層では2,240円の減額、所得税2,000円の階層で1万620円の減額、所得税2万円の階層で3,200円の減額、所得税12万円の階層で5,180円の減額、所得税20万円の階層では8,160円の減額となります。

次の39ページをお願いいたします。これは、子持村の場合であります。やはり同様に住民税非課税の階層で160円の増額、所得税2,000円の階層で1,260円の増額、所得税2万円の階層で1,200円の減額、所得税12万円の階層で5,680円の減額、所得税20万円の階層では逆に2,340円の増額となります。

40ページをお願いいたします。赤城村の場合であります。同様に上から住民税非課税の階層で40円の減額、以下それぞれの階層で40円、4,000円、2,320円、

6,640円、それぞれ増額をいたします。

41ページをお願いいたします。北橘村の場合であります、やはり同様に住民税非課税の階層から見ていただきますと160円の増額、2,360円の減額、2,200円の増額、1,180円の減額、最後の階層で2,540円の増額という状況であります。

次の42ページをお願いいたします。この資料は、調整方針2のただし書き、合併後5年以内に平均保育料を国の基準表のおおむね60%とするとした方針に沿って、仮に合併後2段階方式で調整をした場合、実際の保育料はどのようになるのか、比較可能な五つの階層について、先ほどの場合と同様に整理をいたしましたものでありまして、一番左側の表が現行の国と渋川市の基準表であります。表の上に記載のとおり、渋川市の場合は国基準の48.29%の水準にあります。真ん中の表は、渋川市の現行の基準表をもとに、やはり表の上に記載のとおり国基準の55.66%の水準にした場合の保育料でありまして、一番右側の表は国基準の58.78%にした場合で、調整方針のおおむね60%にしたということでご理解をいただきたいと思っております。

まず、現行のものと53.66%にした場合について見ますと、住民税非課税の階層では3歳以上だけの比較になりますが、1,760円が1,860円となりまして、100円の増額となります。次に、所得税2,000円の階層では1万240円が1万1,240円となり、1,000円の増額であります。以下同様にごらんいただきまして、2万円の階層で1万4,800円が1万5,800円となり、1,000円の増額、12万円の階層では2万1,820円が2万3,820円で2,000円の増額、20万円の階層では2万9,840円が3万1,840円となりまして、2,000円の増額となります。ただ、真ん中の表の右側に記載をしてありますとおり、それぞれ片括弧で指示をしてある数字がありますが、片括弧の範囲についてはそれぞれ指示をしてある数字が増加額となります。例えばとの間で2,000円未満児、1,000円以上児とありますのは、片括弧でくくった階層では未満児の場合2,000円、以上児の場合1,000円がそれぞれ増額することを示しております。そして、この53.66%の水準にした基準表と58.7%の水準にした場合の基準表を比較いたしますと、最初の住民税非課税及び次の所得税2,000円の階層では変わりません、所得税2万円の階層では1,000円の増額、12万円及び20万円の階層では変更なしということではありますが、この表についてもその右側に記載をいたしました数字については、先ほどの場合と同様でありまして、例えば上から三つ目の片括弧にあります階層では、真ん中の表の53.66%と同様の額で変更なしということになります。四つ目の4,000円未満児、1,000円以上児とそれぞれあるのは、片括弧の範囲の階層では、未満児の場合4,000円、以上児の場合は1,000円それぞれ増額することを示しております。

43ページをお願いいたします。冒頭にあります表は、渋川市の例によるとした場合

の各市町村の財政影響額でありまして、最下段の合計額を見ますと現行では2億7,411万円で、これを渋川市の基準に合わせますと2億7,106万1,000円となりまして、304万9,000円の減額となります。下にあります左側の表は、国基準と比較をいたしました11市の状況で、渋川市が最も低い割合となっております。保育料が最も低いことを示しているわけでありまして、また、その右の表は関係市町村の状況でありまして、6市町村では赤城村が最も低い割合となっております。

44ページをお願いいたします。関係法令であります、児童福祉法の関係規定を抜粋したもので、説明は省略いたします。

下の3の先進地事例であります、上段の西東京市の場合はかなり包括的な調整方針でありまして、その右側の東かがわ市は延長保育のみについて、他は基本的には本議案の調整方針とほぼ同様であります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第43号につきまして説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いします。

はい。

委員（新井晟久君） ただいま保育料の改定の案が読み上げられました。合併後5年以内に保育料平均額を国の基準のおおむね60%に統一するというところでございます。渋川市は11市の中で一番保育料を安く抑え、先進的な子育て支援ということで、今までも前市長からもこれを誇りにしてまいりました。県でも子供を育てるなら群馬県と、子供を育てるなら渋川市というようなことも考えながら、渋川市の保育料の軽減を図って多くの市民の方々に喜ばれております。それを今後この合併をすることによって60%に統一するというところでございますが、私は50%台に統一をすると、このように改めてもらえればと思っております。渋川市が先ほど言いましたように48.29%、前橋は64.18%、高崎が57.3%、桐生が59.2%、伊勢崎が63.6%、太田が60.8%、沼田が60.8%、館林は56.55%、藤岡が54.92%、富岡が59.47%、安中が57.58%ということで、60%台が4市、50%台が6市、今11市のことをざっと述べたんですが、その中で渋川市が最も低い数字で来ております。できれば私とすれば、このよき伝統、渋川市として父兄負担の軽減ということで、子育て支援の一つの大きな柱でございまして、この際6市町村のそれぞれの対応が分かれるとは思いますが、60%台に統一するということじゃなくて50%台に統一するというふうに改めてもらいたい、こう私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 専門部会の検討の中でもこの基準をどうするかという、こういう議論はかなり熱心に行われまして、それぞれ議論をしたところでありま

す。基本的には、一般財源をつぎ込むわけでありますから、これまで渋川市が48.29というような推移で来ておりまして、先ほど質問の中にもこの資料に基づいて挙げられましたように60%台が低い、数が少ないじゃないかと、こういう話がありましたけども、数字的には限りなく60%に近い市が、そういう意味では全体的には多く占めておるわけでありまして、基本的には渋川市の例をとりあえず基準にして調整をするけども、今後はそういった全体的な財政負担というようなことを考えますと、この調整方針案の60%にするのがいいんじゃないかというようなことで、一応専門部会あるいは幹事会までの議論では、正副会長会議も含めてそういう方針でどうかというようなことで、この案になったわけでありまして、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） ご理解をとということでございますけども、なかなかご理解ができないので、本当に今までは渋川市は市長も、どこに行っても渋川市の保育料が一番安く、本当に子育て支援を真剣にやっているんだということで、自慢もしてきましたし、私たちもそういうつもりでいろんな方々との話し合いをしてまいりました。そういう中で、各町村それぞれ違うわけでございますから、これからいろいろ調整を図らなければならないと思っておりますけども、今の渋川市の48.29%を60%台ということについては、先ほども申し上げましたように渋川市を抜いた10市では50%台が6市、60%台が4市ということでありまして。そういうことを考えたときに、余りにも渋川のことだけで申しわけございませんが、上げ幅が多過ぎると、これから本当に地域の中で真剣な子育て支援をしていかなければならないし、少子化に何とか歯どめをかけなきゃならない、こういうような大きな少子化対策考えた場合に、もう少しこの点について確かに財政負担はあります。しかし、子供は日本の宝だし地域の宝です。その子供たちが健やかに成長するためには、多少の財政負担があっても、今までは渋川市民はその48.29%でやってきたわけでございます。

過日の話でも5号委員さんの桜井先生から話も若干ありましたけれども、負担と効果ということでも若干話があって、ちょっと例が違うかしれませんが、やはり私とすればその点60%台というのはちょっと厳しいんじゃないか、市民は納得しないんじゃないかと、こう思うんですけども、部長は同じ答弁多分するんでしょうけど、そういうように私の思いを申し上げて、会長の意見も聞きたいと思っております。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほど資料でもご説明をさせていただきましたけども、仮にこの調整方針どおりというようなことで整理をしたらどうかというようなことで挙げさせていただいた数字につきましては、58.78%というようなことで計

算をしておるわけでありまして、この60%というのを調整方針をごらんいただきますとわかりますように、おおむね60%ということでありますから、基本的には今後検討する中で、結果として今新井委員さんが言われるように50%台になるというようなことも、当然これ予測されるわけでありまして、おおむね60%ということでありますので、その辺はそういうことでありますので、よろしく願いいたします。

会長（木暮治一君） ただいま事務局長の方からご答弁申し上げましたけれども、新井委員さんにつきましては、60%に上げるというようなご理解だと思っておりますけれども、この書面のとおりおおむね60%ということに書いてあります。そういった形で、今局長が申し上げましたように、できるだけ低く抑えるというのは当然考えられるものでありますから、ご理解いただきたいと思っております。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようですので、お諮りいたします。

議案第43号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第43号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第44号 協議項目24 16「建設関係事業の取扱い」について事務局長の説明をお願いします。

局長。

議案第44号 協議項目24-16 建設関係事業の取扱い

事務局長（吉原康之君） 小さい資料の27ページをごらんいただきたいと思っております。議案第44号についてご説明いたします。

協議項目24 16「建設関係事業の取扱い」について、次のとおり定めるものがあります。末尾に記載のとおり、1、市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において認定番号等の調整を行い、2、道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一し、3、公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一し、4、道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例により、5、市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐとするものであります。

協議項目参考資料45ページをごらんいただきたいと思っております。調整方針については、ただいま説明をしたとおりであります。右の調整理由等の欄であります。

調整項目ごとに整理をいたしてありまして、まず1の市町村道については、合併後一元的に管理するために行うものでありまして、課題といたしましては、適正な管理のための道路台帳の整備の必要性を挙げております。2の道路占用料等については、渋川市と他町村に違いが見られるために行うもので、3の公共物等については、各市町村にそれぞれ相違があるので行うものでありまして、4の用地取得費の関係では、それぞれ市町村によって買収の単価基準等が異なるために行うもので、課題といたしましては、道路用地取得費は他の事業分野に影響するために、基準の一貫性ということなどを挙げております。5の市町村住宅等については、調整は居住者への影響が多いことから行わないこととし、課題といたしましては、新市においては各団地間等で公平性を欠くことのないように調整の必要性を挙げております。

左になります。まず1の市町村道等でありまして、(1)の認定路線については市町村の規模によってかなり違いがあることがわかります。次の2の道路占用料でありまして、記載のとおり渋川市以外には違いが見られません。

次の46ページをお願いいたします。前ページと同様の道路占用料でありまして、これも渋川市以外には違いが見られません。表外にあります財政影響額でありまして、調整方針により合併時に統一をするとすると、(3)でありまして、歳入が176万6,000円ほどの減少となります。

次の47ページをお願いいたします。3の公共物使用料でありまして、記載のとおり子持村及び北橋村は詳細な定め方をしております。他は金額に違いがみられますもののほぼ同様の定め方となっております。表外の財政影響額でありまして、調整方針により合併時に統一をするとすると、(3)にありますように歳入が84万8,000円ほど増額することになります。

4の生産物採取料でありまして、種別や金額にやや差が見られますが、おおむね同様の状況にあります。表外になります。これについては調整方針によって合併時に統一しても財政影響はゼロであります。

48ページをお願いいたします。5の道路整備に関する用地取得費でありまして、これは次ページにわたっておりますが、記載のとおり市町村によって買収基準や決定方法等にかんがりの違いがあることがわかります。

49ページを飛ばしまして、50ページをお願いいたします。6の市町村営住宅等でありまして、小野上村及び北橋村にはありません。 (1)の戸数については渋川市の366戸を筆頭にそれぞれ記載の戸数を保有しております。入居資格や家賃については、記載のとおりでありまして、説明は省略をいたします。

51ページをお願いいたします。7の特定公共家賃住宅でありまして、これについては赤城村のみで保有している状況にあります。

次の8の再開発住宅でありまして、これは記載のとおり渋川市のみで保有をし

ている状況にあります。

52ページをお願いいたします。関係法令であります、道路法等の関係規定を抜粋したものでありますが、説明は省略をいたしまして、53ページをお願いいたします。

9の先進地事例であります、調整方針の記述の仕方等に違いが見られますが、内容については本議案の調整方針とほぼ同様の状況にあります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第44号につきまして説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、お諮りをいたします。

議案第44号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第44号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第45号 協議項目24 17「都市計画の取扱い」についてを議題といたします。

説明をしてください。

局長。

議案第45号 協議項目24-17 都市計画の取扱い

事務局長（吉原康之君） 29ページ、小さい資料の方ですが、ごらんいただきたいと思えます。議案第45号についてご説明をいたします。

協議項目24 17「都市計画の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整をし、2、現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進をし、3、宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一とするものであります。

協議項目参考資料の54ページをごらんいただきたいと思えます。右側にあります調整理由等の欄であります、1の都市計画区域等については、調整は区域未設定の町村があることから行わないこととし、課題といたしましては、都市計画区域や用途地域等の見直しは都市計画税の賦課など住民生活への影響が大きいことから、慎重な検討の必要性を挙げております。

2の説明は省略をいたしまして、3の宅地開発指導については、新市によって指導の根拠となる要綱に違いがありますことから調整するものでありまして、課題といたしましては、地域の特性や要綱制定の背景等への配慮の必要性を挙げております。

左側になりますが、現況であります。まず、1の都市計画に関することではありますが、(1)の都市計画区域及び区域区分については小野上村及び赤城村以外はそれぞれ記載の状況になりますが、それらにおいてはいずれも市街化区域及び市街化調整区域の地域区域については定めておりません。(2)の都市計画地域地区、渋川市と伊香保町においてそれぞれ記載の用途地域を定めております。(3)の都市計画マスタープランではありますが、渋川市と子持村においてそれぞれ策定済みとなっております。(4)の都市計画の決定状況で、括弧内にありますように道路及び公園緑地に係るものでありますが、渋川市及び伊香保町においてそれぞれ記載の状況にあります。

次の55ページをお願いいたします。(5)の都市計画事業ではありますが、括弧内にありますように、別に協議項目となっております公共下水道事業は除いておりますが、記載のとおり渋川市のみにおいて実施されている状況にあります。次の(6)の宅地開発指導ではありますが、要綱の適用対象面積などに違いが見られます。

下段にあります関係法令は、都市計画法の関係規定を抜粋したものでありまして、説明は省略をいたしまして、次の56ページをお願いいたします。

2の先進地事例ではありますが、下段にありますかほく市が他とやや異なった内容の調整方針となっております。他は先ほど説明をいたしました本議案と同様に比較的簡潔な調整方針となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 議案第45号につきまして説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いをします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご質問等ないようですので、お諮りをいたします。

議案第45号につきましては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第45号は原案のとおり決定されました。

協議事項は以上であります。

次に、次第の5、その他に移ります。1、次回会議の協議項目について、2、

次回会議日程について、あわせて事務局より説明をしてください。
局長。

そ の 他

事務局長（吉原康之君） それでは、31ページをごらんいただきたいと思います。

5のその他であります。次回の会議の協議項目及び日程でありまして、協議項目は の地域審議会の取扱いに関する事、以下全部で9項目についての協議をしていただくことで予定しております。

最後の33ページをお願いいたします。次回の日程であります。次回は平成16年5月27日午後2時からこの渋川市市民会館小ホールで開催を予定しております。

それから、会議次第には記載はありませんが、住民説明会の開催につきまして、前回の協議会の平成16年度のスケジュールの中で住民説明会の開催についてご説明を申し上げました。お手元に配付をいたしました協議会だよりの号外号に記載の日程で説明会を開催することといたしました。説明の内容については、本日ご報告をいたしました新市の将来構想と財政推計、さらには現在までの協議会での協議内容について予定しております。住民の皆さんへの周知につきましては、ごらんいただいている協議会だよりの号外号の毎戸配布を行うことにしております。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど新市建設計画のご報告の中でご質問のありました議会等への説明の関係であります。今回この住民説明会で申し上げます基本計画、それから財政計画につきましては、この1回目の会議のほか7月の上旬から中旬にかけて、今回行います住民説明会と同じような形で2回にわたって行う予定にしております。したがって、説明の内容につきましても、新市建設計画あるいは財政推計、あるいは協議項目につきましては、それぞれ場合によっては重複するようなことも出てくると思いますが、なるべく住民の方にわかりやすい資料あるいは説明をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） ただいま次回会議の協議項目と会議日程、さらには住民説明会の開催につきまして説明されました。

ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

はい。

委員（南雲鋭一君） 北橋村の南雲でございます。新市計画の説明会については、渋川市4回、各町村2回というふうに前回か、あるいはそのほかの中で、私の頭の中には記憶していたんですけれども、この計画書を見ますと我が村だけは1回

ですもんですから、渋川の4はしようがないにしても、他と同じに2回というふうはどうして配分されなかったのかなという疑問を持ちましたもんですから、経過についてお答えをいただけたらと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 回数等につきましては、幹事会、それから正副会長会議等においてご検討をいただいたところでありまして、その結果でありますので、そういうことをご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） はい、どうぞ。

委員（塩谷勝巳君） 北橘村同士でやるというのはちょっと変則なんですけども、一応南雲委員さん、2回ということは各町村そういうことなんですけど、本村といましてはそれも検討したんです。しかし、今本村の状況は皆さんよくご承知のとおりの中でありまして、中央公民館500席ですけれども、そういう中でこの件については1回でやろうと、それと本村は合併協の話題も一部出ている中で、5回も地区座談会をやっているわけです、合併に対する。16行政区を5回も回って地区座談会やっているということで、そういうこともある中で、事務局としてそういうふうな形で1回にということで、本村については合併協の事務局の方へ申し込んだという経緯があります。もしどうしてもそれ嫌だということであれば、後日また改めて事務局の方に来てもらう設定はできないことはございませんけども、そういうことでもよろしく願いいたします。

委員（南雲鋭一君） ただいま事務局、そして同じ村出身の委員の方からも話ございましたので、これについてのそれ以上の追及云々はなしとします。ただ、チラシの中に都合のよい会場へお出かけくださいと、こういうことで我が村は中央公民館1カ所ですけども、少ないから、多分であろうなという勝手な推測をしました。今説明ございましたので、納得いたします。

以上です。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、特にないようですので、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議をいただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第7回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会 午後5時15分

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年4月28日

議長 木暮治一

署名委員 桑島保男